

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十六号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 藏内 修治君

理事 澁谷 直藏君

理事 松山千恵子君

理事 河野 正君

理事 大坪 保雄君

理事 小宮山重四郎君

理事 西岡 武夫君

理事 橋本龍太郎君

理事 栗山 秀君

理事 淡谷 悠藏君

理事 辻原 弘市君

理事 本島百合子君

理事 谷口善太郎君

出席政府委員

厚生 大臣 鈴木 善幸君

大蔵 事務官 岩尾 一君

(主計局次長)

厚生 事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生 事務官 戸澤 政方君

(大臣官房會計課長)

厚生 事務官 今村 讓君

(社会局長)

厚生 事務官 熊崎 正夫君

(保険局長)

社会保険庁長官 山本 正淑君

厚生 事務官 加藤 威二君

(社会保険庁医療課長)

委員外の出席者

専門 員 安中 忠雄君

本日の会議に付した案件
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します、八木一男君。

○八木(一)委員 議題の件及び関連の件について御質問申し上げます。

まず、委員長にお伺いしたいのですが、きょうは私、内閣総理大臣と大蔵大臣と労働大臣と厚生大臣の出席を要求いたしておいたのですが、いまだに厚生大臣だけ御出席でございまして、ほかの方々の御都合について伺っております。

○田中委員長 申し上げます。

昨日そういう出席要求がございましたが、それ理由がありまして、理事懇談会において社会党の理事さんにもお願いをいたしました。総理大臣は本日急には間に合いません。したがって、これは後日に譲っていただきたいと思っております。それから大蔵大臣については、参議院の予算分科会に出席をしなければなりませんので、これまた出席不可能でございますので、これについては、本件担当の主計官ないしは主計局次長に出席していただくようにいたしております。それから労働大臣は、参議院のほうにやはり用事がございまして、質問の内容によって、場合によってはそのそれぞれ主管の局長が出席するようにいたしますので、御了承賜わりたいということをお昨日理事懇談会において申し上げておりますので、その範囲内においてひとつ質疑を続けていただきたいと思います。

○八木(一)委員 では、御出席の厚生大臣を中心に御質問を申し上げます。なお、要望しました大臣については、ひとつ他の機会にまた質問をさせていただきますかと思っております。

まず第一に、厚生大臣にお伺いするわけでございしますが、今度御提出になりました健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案につきましては、昨年以來非常な経緯があることは厚生大臣も御承知のとおりでござい

ます。私も非常に頭を悩ましてきたところでございします。昨年のあのような非常に重大な経過から見まして、今度提出される政府提案の健康保険法の一部改正案は、そのような状態を踏まえて、スムーズに審議をされるような内容が提出されることを非常に期待いたしておったわけでございしますが、出てまいりました法律案を見ますと、これでは非常に世の中に問題が多い、われわれもこれは賛成することができないという、実に貧弱な曲がった内容になっていると思うわけであります。その間において、この前の通常国会においては総理大臣並びに厚生大臣が、あのような経過から見ると、社会保障制度審議会と社会保険審議会の答申を十二分に尊重するということを、これは野党の質問に対してではなしに、政府のほうから、総理大臣と厚生大臣からみずから再三繰り返して、であるからという事で、今後のそういう進行についての協力を要請されたわけでございします。その経過を経て、社会保障制度審議会と社会保険審議会においてのおの答申が出て、それを見られてからこれを出されたわけでございします。その内容を、非常に重要な具体的な部分についてははなはだしく無視されている内容だろと思

います。そういうことでございしますと、厚生大臣はおかわりになりましたけれども、総理大臣は前から同じ方でありまして、厚生大臣がもしか

わったとしても、政府の厚生省という立場としては同じ立場でございしますから、前の公約に大きく違反をされたということになるかと思っております。そのような内容の法案をなぜ出されたか、満足するような法案をなぜ出されなかったか、その経過についてひとつお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木国務大臣 今回国会に提案をし、御審議をお願い申し上げております保険三法の改正案につきましては、政府といたしまして、御諮問をいたしました社会保険審議会並びに社会保障制度審議会の御答申並びに御意見を十分そしやく玩味いたしまして、その御趣旨を体して今回の改正案を決定いたしました次第でございします。

八木さんが御指摘になりますように、多少の御不満はあろうかと思うのでありますけれども、政府といたしまして、この両審議会の御意見をまた御答申の趣旨につきましては、私としても最善の努力を払い、その精神を体しまして努力をいたしたところでございします。

すでに御承知のように、神田大臣当時両審議会に諮問いたしました内容は、保険財政の建て直しをはかり、その医療保険制度の安定を期しますために総報酬制、さらに薬価の患者一部負担、こういうことを骨子とした諮問案であったわけでございします。しかるところ、両審議会におかれましては、総報酬制なり薬価の患者一部負担ということは、制度の根本に触れる問題であるから、この際はこれを将来の検討事項として見送って、当面応急の対策として標準報酬制を引き続き採用し、その等級区分の上限をいままでの五万二千元から十万四千元に引き上げる、保険料率については、法律の改正をしないで、千分の六十三取っておりますところを六十五まで取ったらどうか、国庫負担につきましては大幅な国庫負担をやるべきである、こういう社会保険審議会の御答申でござ

ざいます。これは多数意見。また、そのほかにもいろいろ御意見があることは、御承知のとおりであります。

また、社会保障制度審議会におきましては、総報酬制と薬価の患者一部負担というところにつきましても、社会保険審議会とはほぼ同意見のように私も承知いたしておるものであります。そのほか今日までの累積赤字はこれをたな上げをして、将来この措置についてはあらためて検討をする、当面の措置としては、赤字のよって来た原因及び経過にかんがみて、その財政に必要な収入を得るため、一方では被保険者、事業主や患者においても負担の多少の増加はやむを得ないところであり、他方では医療の担当者においても合理化をはかって、そして医療保険制度が今後適正に行なわれるように、さらにそういう努力とともに政府においては大幅な国庫負担をやるべきである、こういう御趣旨の答申であるわけでございします。

私は、この両審議会の答申の御趣旨に沿うべく、微力ではありましたが最善の努力をいたしてまいりました。また、標準報酬制につきましても、御答申のとおり措置をいたした次第でございします。また、上限を十萬四千円に引き上げますと同時に、下限は従前どおりにいたしました。所得の低い方々の保険料負担が急激に重くならないように配慮をいたしたつもりでございします。また、国庫負担につきましても、これも私の微力のいたすところで御不満な点はあろうかと思っております。百五十億を国庫から支出負担をすることに、財政当局と折衝の上これを決定をいたしたところであります。保険料率につきましても千分の六十五まで、こういうことでございまして、足らざるところは借り入れ金で措置しておくべきであるという御答申でございましたけれども、現在医療保険制度が財政的に非常に崩壊の危機に直面しておるといふような事態を考えまして、国におきましてもできるだけの財政負担をいたしますと同時に、医師、被保険者、事業主等におきましても応分のひとつ御負担、御協力を

願わなければいかぬ、こういうようなことで、千分の七十ということに御協力をお願いいたしたいと思っております。千分の七十というものは、労使で折半をいたします関係で千分の三十五、したがって御負担は〇・三五、こういうような負担に相なるのでございまして、これを数字の面で申し上げますと、標準報酬月額二萬円の所得のあられる方は、大体月額七十円程度の負担増になります。標準報酬三萬円程度の所得の方は、百五円というようなことになるのであります。全体

の被保険者が、政管の場合におきましては、三万円以下の方が七〇%を占めておるといふようなことで、おおむね大多数の被保険者の方々は百円ないし七十円程度の負担増、〇・三五の御負担、こういうことになるわけでございまして、私は、消費者米価でありますとかその他の公共料金等の値上げをされます際には、さらに医療保険の面で御負担をお願いすることは、ほんとうにこれは恐縮なことであるわけでありますけれども、ほかの公共料金の場合には、そのものずばりの値上げでございします。しかし、医療保険の問題につきましても、八木さんも御承知のように、医学技術の進歩によりまして、給付の内容も相当改善され、向上しております。また、受診率も上昇しております。こういうようなことで保険給付の内容そのものが実質的によくなつておるといふことでありまして、それからよくならないところの医療費の増高は必然の結果であるわけであります。これに対して国も、また被保険者その他保険関係者が相協力して、国民の健康を保持するところの医療保険制度を守つていかなければいかぬ。財政的な面からこの制度がくずれようがないことがあつてはいいけない。みんな協力してこれを守つていかなければいかぬのだ、こういうことで被保険者にもそういう御協力をお願いしたい。こういう趣旨で今回の改正案になつたのであります。

また、この負担の面につきましても、各種医療保険における被保険者の負担も実はいろいろ検討してみたいのでありますが、他との均衡の面からいっても、政管が今回の千分の七十で、他の制度よりは特に重くなるということには相ならぬのでございします。他の公務員共済であるとかあるいは国民健康保険の被保険者の自己負担の面、保険料率の面等をいろいろ相互勘案いたしますと、政管の今回の千分の七十というのは、他の保険制度に比べて特に重いというふうな不均衡の点はないのであるから、この範囲内での負担を願うことはやむを得ないことである。ぜひこれを御理解の上御協力をいたしたいというのが、私の提案の趣旨であります。

〇八木(一)委員 非常に懇切に御説明いただきました。ありがとうございます。いまいろいろ厚生大臣は言われましたけれども、いろいろなほかのバランスとか社会保障、医療保障がどうあるべきかというところも、それから現在の健康保険の赤字の情勢も、全部からんでその点について配慮をした結果、社会保障制度審議会と社会保険審議会の答申が出ているわけです。ですから、社会保障制度審議会、社会保険審議会の答申を先年十二分に尊重するということ、内閣並びに厚生省として責任を持つて国会で約束された以上、その制度審議会や保険審議会の答申をその後の理屈をつけて変えることは、国会を通じて国民に公約されたことに違反されておるといふことをどうしても言わなければならぬと思ひます。いまの制度審議会と保険審議会のはうで、総報酬制と薬価の一部負担についてそういうやり方をやめる、保険料率の値上げと標準報酬の引き上げを中心として改正をする、その方法については両審議会の答申どおりやっておられます。しかし、一番問題は健康保険法の赤字の問題でありますから、金の問題が、やはりもう一つの面から見ると一番中心になるかと思う。その赤字の問題をどう解決するかというところについて、関係者は、その負担がふえるのが非常に苦しい、だから困るといふことが底流にある問題であります。この負担の取り方をどうするかという問題も大事であります。それと同時に、そういうことがもう一つの大きな面であ

八百億とか千億でもまだ大幅とは言えないと思つておりますけれども、世の中との関連で考えなければ、百五十億でも大きな金ですから大幅ということになる。ですから、それではわけがわからないから、「右両者に比して大幅の負担に任ずべきもの」と考へる。」はつきりここに規定をしていくわけでありませう。この文言の一字一句は、非常に熱心な激しい議論の結果の最大公約数をここに入れるための文言であります。たとえば私も、少なくとも八百億円は定率にして出さなければならぬという主張をいたしました。そこまではしなくてもいいでありませうという委員もありました。そういうことを全部集約をして、「右両者に比して大幅の負担に任ずべきもの」と考へる。」右両者というのは、前提でおわかりのように国民側ですね。これは被保険者、事業主あるいはまた患者という名前前で書いてありますけれども、一つ国民がある。もう一つは、医療担当者の側であります。国民側と医療担当者の側、その「両者に比して大幅の負担に任ずべきもの」と考へる。」こういうふうに書いてある。

ところで、この政府のお出しになったものは何か。これはいろいろところで申し上げなければならぬから、最初はおつととしたことですが、たとえば四十一年度において、今度の改正案では保険料値上げで二百九十億円の増収を見込んでおるわけでありませう。それから標準報酬の上限の改正で百三十八億の改正を見込んでおる。行政努力とか国庫負担とか薬価基準とか、一ぱいあります。とにかくこの社会保障制度審議会における被保険者、事業主、患者と書いた国民側の負担は、この両方で四十一年度においては四百二十八億という負担をすることになる。ところが、その右両者に比して大幅な、どんなに狭く解釈しても四百二十九億、はつきり言えば四百二十八億一円、それ以上の国庫負担をしなければ、制度審議会の一審中心の重点である答申を完全にじゅうりんしたということになるわけだ。四百二十八億一円であれば、右両者に比して多いということになるわけ

けであります。びた一文も切れては、制度審議会の一審中心の、さんざん議論したこの国庫負担について——速記録にしてこんなに多くの内容の議論をしたものの中で煮詰めて、みんなが議論をした最大公約数で答申をした文言がここに集約されている。そのものをじゅうりんされては、先年の社会保障制度審議会や社会保険審議会の答申を十二分に尊重するという公約に完全に違反をしたということになるわけでありませう。はつきり言へば、前の大蔵省がいろいろな騒ぎを起こされた。そのあとで、むずかしい問題について厚生大臣が一生懸命に努力をしておられる善意は、私十分にわかっております。その点は敬意は払いたいけれども、しかし、そのような、前に比してやましかったというものであったら、日本の厚生行政なり社会保障なり医療保障なり、あるいは健康保険法の問題は解決しないのだ。厚生大臣がそれほど努力をされても、それに対しての国の負担が百五十億みたいなものを出すにすいぶん時間がかかった。そういうような、こういうものの認識のない大蔵省に対して、なぜそんなに弱腰なんだ。閣議において、なぜ内閣総理大臣や厚生大臣がこの前あれくらい自分のほうから公約したことを守ることが、具体的にできないか。そういう点で厚生大臣の閣僚として、あるいは厚生省の責任者としての努力が足りない。前者に比して最近いろいろのことについて鈴木さんが一生懸命やっておられることはわかる。しかし、厚生省というものは、前の人よりちょっとましだということでは済む省ではない。国民の命と健康を守り、しあわせを守る省でありますから、前より少しよくなったというのじゃいけない。完全によくなければ、国民のために責任を果たしたことはならない。四百二十八億飛び飛び一円以上をどうして出されなかつたか。どうしてだれが、大蔵省はどんなへ理屈を言つてこれを出さなかつたか、閣議において、どんな連中が不熱意であつてこれを出されなかつたのか、そういう点について明らかにしていただきたいと思うのです。

○鈴木国務大臣 私は、八木さんが御指摘になりましたように審議会の御答申を尊重する、尊重しなければならぬという、その御趣旨とは全く同じ考へでございまして、この答申の趣旨を体し、微力ではありましたが、私は最善を尽くしたところでございます。私も、この審議会の御趣旨を尊重いたしまして、また一面、国の財政全体をにらみ合はして、最善の努力をした結果こういう結論に相なつたのであります。このことを私は、国民の全体を代表するところの国会の方々に御審議をお願いいたしておるところでございます。私は、政府は審議会の答申の趣旨を体し、財政ともならみ合はして最善の努力をした、しかし、それは一〇〇％ではなかつたけれども、そういうような内容のことであるというところを十分国会に御説明申し上げ、国会の良識でこれに対する裁定を下していただく、これがわが国の議政政治、民主政治のあり方であり、国会こそ最高の権威である、こういうことでございまして、どうかひとつ、審議会の答申につきましては一〇〇％でないことは、先ほど来る私も申し上げておるところであります。あとは財政全般をにらみ合はして賢明なる皆さんにこれを御審議をお願い、裁定を下していただきたい、かように存するわけでありませう。

○八木(一)委員 厚生大臣の人柄には私尊敬をしておりますし、個人的にはもういろいろなことを御指導いただいたと思うのですが、厚生省の担当者としてはいまの御答申はちょっと困ると思ふ。この前の国会でそれだけ——もちろん最高機関であります。国会が一番国民の意見をほんとうに反映して、ものごとを進めていかなければならぬ機関であり、最高機関であります。その最高機関である国会の場において、行政府の最高の責任者である総理大臣、この健康保険法あるいは社会保険法についての責任者である厚生大臣から、両審議会の意見を十二分に尊重して次の法案を出すというところを、再三自分のほうから公約をされたわけです。最高機関である国会の場において、行政

府の最高責任者としての問題の具体的な最高責任者が公約をされたわけだ。国会はこれから審議をいたします。審議をいたしますけれども、提案について、そのように両審議会の意見を、十二分にすよ——十分とか大体とか言つていないのです。十二分に尊重して次に法案を出すことにいたしますというところを確約された。そういうことになれば、非常に大切な問題だらうと思ひます。

〔委員長退席、齋藤委員長代理着席〕

最高機関である国会をこまかしたことになる。それだけでも内閣総理大臣以下責任をとつてやめてしまふべきだ。公約をしたことができないような政府は、政治を担当する資格はない。そういうような重大な問題であります。そういう問題をなぜ公約どおりできなかったか。そこにこの問題に対する政府の本腰がない、無理解である、でたらめである、そういうところがある。そういうような関係がたぐさいるところで、なぜ厚生大臣は、これは内閣のほんとうの責任なんだ、鈴木善幸氏の言うことを聞かないやつは、佐藤内閣をみずから中であつたものである、大蔵大臣であつたのかの大臣であつたのか、そういうような佐藤内閣をつぶすような者はやめるべきである、そのくらいの勢いでなぜ対決をしないか。事務局も、大蔵省の折衝で、百五十億というふうなものではかたなしに泣き寝入りをする。そんなもので厚生省の責任を担当できますか。

それから一つ、そういう問題の中で、解決の一つの方法を提示したいと思ふ。前から申し上げていたけれども、あなた方は、一生懸命やると言ひながら、ほんとうに一生懸命やっていると、大蔵省から、各省の予算は、おとしましては前年度の五割以上出てもらつたら困る、去年からは三割以上出てもらつては困る、そういうことを大蔵省は提示する。閣議でちよちよと、そういう方針でいきましようというふうなことをきめる。この五年間ほど、口をすっぱくして私は歴代の厚生大臣に、そんなことをやつたならば職を賭しても

四%、それ以外につきましては、更生医療というのがございます。もう一ぺん切り直して、もう少し手が動くようにするという費用でございまして、それが大体六千六百万で、前年度の横ばい、それから補装具という義肢とか補聴器とかいうものがございまして、それが三億八千七百万というところで、前年度より約五・三%増、これは府県補助金でございまして。そういうふうなのは、更生、援護措置というふうなのは両方で四億五千万程度、それからあとは身体障害者の体育振興費とか更生相談所の事務費とか、金額としては一千万円前後というふうな小さなものでございまして。

それから盲人のための点字図書、これは全国で相当数ございまして、それに対する事業委託費というのが、昨年千二百万がことしは千九百十九万というふうにして、これは相当な伸び率を示しております。

それから国立関係につきましては、盲人の施設が国立で四カ所、ろうあ者が一カ所、身体障害者中央のセンターが一カ所、それから重度の身体障害者のための施設が伊東と別府にございまして、合計八カ所でございますが、それについての予算と、これは四億九千万が五億四千万というところで、これは固定した施設、増設はございせん、内部改造というふうでございまして、大体一〇%増、こういう中身に相なっております。

○八木(一)委員 また間違っておたら詳しく御説明願いたいと思いますが、厚生省の予算書の二十八項に身体障害者保護費というのがございまして、昨年度の予算が十億九千九百万、少し増額ありますが、今年度が十二億六千三百万、増額一億六千四百万円、これは率にいたしますと一五%というふうな私どもは算定をいたしました。まあ方々であることですからいいのですが、厚生大臣、これは十分御承知のことだと思っておりますが、いろんな問題がここにありますけれども、たとえば身体障害者の光明寮というものが東京にあり、塩原にあり、それから札幌、神戸にある。この施設は、おもに国立の盲人のセンターで、そこ

でやる仕事は、ほんとうは生まれつきしゃなしに、途中で失明した人達をそこに入れて、いろいろリハビリテーションをやるといふ施設であります。こういう施設で、たとえば神戸のほうの施設に、九州の端から、四国から、あるいは山陰地方から神戸に収容されるということになります。特に最近交通事故で視力の障害がぐんぐんふえていくというところで、いま東京と塩原、関東には二カ所ありますが、志望者はほとんど入れない。そういうことで途中で両眼失明をして、その状態において何らかの職業を得て人間として生活をしていきたい、国民として社会に貢献をしていきたいという施設が超満員で入れない。普通こういう施設については、九州にも一つあるわけなんです。が、何らかの事情でこれはできておりません。民間の施設はあるようだけれども、民間でありますために十分な施設もできないし、その職員に対する給与もできないし、そういう点で九州のそういう途中失明の人が非常に困るという状態だ。それは非常にこまかい個々の問題ですが、こういう問題も、先ほど厚生大臣が言われた問題と同様に、至急にしなければならぬことであります。ところが、一五%しか予算が上りません。予算全体の一七・九%とおっしゃいましたけれども、こういうふうな少ない。厚生省のほうで出された、いま例をあげられていろいろ言われましたものを厚生省として重点とされたかもしれないが、厚生省のほうで重点として考えておられない点、これが国民の立場からいってやはり重点なんです。厚生大臣は、厚生省のあらゆる項目が国民のために重点であるという信念を持っていたかと思っております。各省のいろいろな行政がいろいろあります。私どもはもうなくなってもいいと思う行政もある。防衛庁みたいになくなっていいと思うものもあるけれども、それは議論のあることだからおいて、厚生省のものは大体においてこういうような状態である。命を大切にしなければならぬ。貧困がある。病気があつた。それをなおさなければならぬし、世の中が進展するに従って新しい病気ができる。新しい身体障害者ができる。そういうことが起こらないようにすると同時に、起こった場合に能力を回復するようにしなければならぬというような問題、あるいは、だんだん寿命が伸びてきたことによつて、老後の生活をどうするかというような問題、ありとあらゆる問題、たとえばガンを早くなおす方法をつくつて、国民がガンの脅威からのがれるというような対策を至急に立てなければならぬ。いろいろなところで公害が起る。そういうようなことをなくして、身体がむしばまれることを防いでいかなければならぬ。例をあげれば切りがありませんが、すべてがますますやられなければならぬ問題点、いままでに起こった問題、最近起こった問題であるとか、あるいは最近そういう問題を解決するめどがついた問題であるとか、いままで制度が少なからず最近飛躍的に拡充しなければならぬ問題とか、すべてがこれから前進をしなければならぬ問題である。国民にとつて非常に大事な問題を全部かかえておるわけですから、厚生省の各項目は全部が大事だと私は思うのです。ところが、厚生省については三割というワケをかせられておる。そういうワケをかせられた時点において、厚生省の中で大事なものをばかりに重点を置かなければならぬ、そうすると厚生省の中で特に人為的に重点からはずされると、国民にとつて非常に重点であるものが、伸びが少なくなるといふことになりまして、予算というものは、ある程度のワケをきめなければならぬ。だから、最終的に査定をすることとはやむを得ないと思うけれども、そういうことになると、国民のために必要なものの伸びがとまってしまふ。厚生大臣はしみじみ感じておられると思うのです。それをベールをかぶせておいて、大蔵省のやり方、内閣全体のやり方を弁護するようなやり方では厚生行政は進みません。鈴木さんはいい方だから、大臣を十年もやってもいい。われわれが大臣になるまでやってもいい。もけれども、あるいは総理大臣になつても

らつてもいいです。だけれども、その個人的な鈴木さんはいい方だということとは別に、ほんとうに決心を固めてもらわなければ国民のために困るのです。どんなに相手が無理解であつても、どんなに強力であつても、それをばじき飛ばすような勢いでやつてもらわなければ困る。ここでひとつ、厚生省なり鈴木さんのほうでどういうふうな研究しておられるか、ちよつと伺つてみたいと思つたのです。私は資料はあるのですが、こういうことを研究しておられるかどうか。昨年の七月、八月に各省が第一次予算要求をした。それがどういうふうな査定されたかというのを厚生省は調べておられると思うが、各省がどのくらい予算要求を出され、最終的にどういうふうな査定されたか、その点を調べておられるかどうか。厚生省の方でつこうです。大蔵省の方は、またあとで伺います。

○鈴木国務大臣 会計課長からお答えいたします。○戸澤政府委員 一応各省の概算要求の内容、それからその結果について検討しております。予算の説明書の中に主要な事項を調べておるのが出ておりますが、それについて、たとえば一、二例をあげてみますと、来年度の予算の中で主要な事項としまして、社会保障関係費とか、文教科学振興費とか、公共事業関係費とか、いろいろ出ておりますが、たとえば金額において予算として大きいのは、公共事業費が八千七百六十二億、社会保障関係費が六千二百七十七億、文教科学振興費が五千四百三十二億というふうなものがございまして、その対前年比の伸び率について見ますと、公共事業費は対前年度比一九%の伸びに対して、社会保障関係費は二〇・三%と、公共事業費よりもやや高率を示しておるというふうな点を注目し、一応検討しておるわけでありまして。

○八木(一)委員 そういうふうな予算項目別のことを調べるのは、これを見ればわけはないですよ。そういうことだから、厚生省がいつもしてやられておるのです。社会保障関係費といふは失業

対策費も出るわけです。労働省の関係もまぜこぜになるわけです。全部社会保険費ということで、厚生大臣と労働大臣と関係の人が一緒になって大蔵省と折衝する、内閣で主張するのはそれはいい。ところが、失業対策費については労働大臣が主張され、残念ながらいまのところは各省別の予算要求、予算折衝になっている。そうしたら、各省で、ほかの省がどれだけ第一査定が通ったか、どれだけ要求したか最終的にどれだけ通ったか、厚生省がほかの省より多くなければならぬかというところを研究しておかなければ、来年もしてやられます。また、この省も大事な仕事をしておられるから、どこの省がしてやられるということとはことばが適当でないかもしれせんけれども、ほんとうに国民に密接に関係した仕事をしておられる厚生省が、ほかの省よりどうなつたか、伸び率が研究してない。そんな弱腰でやっていたらますます国民の要望する厚生省関係の仕事が進まなくなる。どこかで研究しておられますか。

○戸澤政府委員 要求の段階におきましても、社会保険関係費につきまして、たとえば厚生省の生活保護なり各種の社会保険の要求とのバランスを考へるために、労働省関係の失業対策費とか労災関係とかいうものに、要求の形として矛盾のないように打ち合わせをしておるわけでございます。また、その結果につきましても、もちろん財政当局としてもそういう各方面の調整をとりながら編成をしておるわけでございますので、結果的に見まして、その総額においてまだ不十分であるというようないふことはあるかと思ひますけれども、厚生省関係の予算、社会保険関係の予算が特別に見劣りするとか、他省に比べて非常に立ちおくれしておるというようないふことはないんじゃないかというように考へております。

○鈴木国務大臣 私から、政府全体としての考え方につきまして、八木さんのお尋ねの件に触れて御答弁申し上げるのでありますが、御承知のよう

に、わが国の社会資本の立ちおくれというものは、これは八木さんも常々考へていただいております。これは八木さんでございませう。北欧の諸国等におきましては、道路にしても住宅にしても、もうすでに何百年という蓄積がある。それに対して日本は、戦後廃墟の中から立ち上がつて、道路とか鉄道とか住宅とか港湾とか、そういう社会資本の充実、公共投資の増強というのをやつていかなければ、国民の生活の向上なり、経済、産業の伸展等も期待できない。政府がこれに大きなウエートを置いておられますことは、御承知のとおりであります。また、近年の不況を脱却いたしたためにも、この際公共投資に相当の重点を置くということも私は間違つた施策ではない、かように考へております。したがつて、道路、住宅等の公共事業に相当のウエートが昭和四十一年度の予算に置かれておりますことは事実であります。

それから第二の点は、やはり今日の経済の不況にあえいでいるところの中小企業に對して相当大幅な財政資金等を投入する、また近代化をはかつていく、そういう中小企業対策ということに、政府として四十一年度予算に大きな重点を指向したことも事実であります。と同時に、社会保険の問題につきましても、私は政府全体として、個々の問題につきましても、いろいろ御不満点があるうかと思ひますのでありますけれども、社会保険全体から見ますと、これも政府の重点施策であり、公共投資、中小企業対策、社会保険、こういう面に四十一年度の予算の重点が置かれたというところを、私は全体の立場から申し上げて、この考え方は決して間違つていない、こう私は思ひますのであります。

○八木(一)委員 いま事務局の会計課長さんのほうと、それから厚生大臣のお答えをいただきましたが、両方について引き続き御質問を申し上げます。と思ひております。

厚生大臣が言われたのは、普通いまの佐藤内閣がべらべらとしやべられることを厚生大臣の誠意を込めてしやべられたということで、誠意はわか

ります。そういうことです。通りことばでそういうことを言つておられる。そこに何でもそつちの大事なことを強調すれば、それは大事なことはわかります。すべて大事なことでなければ、やっぱり順序があると思う。たとえば社会資本が大事だ、日本の国を發展させるために大事だということ、それは一つ大事なことでございませう。と同時に、道路があつても何があつても、大事なものは人間です。人間の命が尊重される、人間が後顧の憂いなしに働けるということが、それ以上に大事なことでございませう。それ以上にならぬと思ふ。不況の対策の問題であります。不況の対策、中小企業対策は必要でありませう。しかし、不況の根本的な対策は何か。国民の購買力がふえることである。労働者の賃金なり、あるいは中小企業者なり農民の人たちの収入がふえる。ふえたように見えたものが、物価の値上がりで實際はふえなかつた、減つていたというふいふことをしなうに直すには、国民の購買力をふやす。そのために必要なのは社会保険です。それより前の次元において大切なことは、国民の健康なる命を、しあわせを守ることが大事です。公共投資も大事で、病気がびたりとなおる、そうしてどんどん働ける、そういうことが大事であります。どうもいまの内閣では、いま鈴木さんのおっしゃつたわゆる公共投資あるいは産業上の援助、そういうことが先になつて、ほんとうに大事なものがあと回しになつていくと思ひます。すべてが大事だから、ほかのことをやっちゃいけないとは思ひませう。けれども、そこにおのずから重点の差がある。会計課長、これは厚生大臣に伺うわけでありませうが、質問の関係がありますから、会計課長さん注意して聞いてください。私は私なりにほかの用事があつて、ちゃんとこういうものを責任のある官庁からもらつてゐるのです。私もでもそう

いうことを少し勉強しようという気があるわけですね。厚生省のほうも、これだけでは各省別がわかりにくいわけですね、もっと大きな予算書もありませうが……。そこで言ひますと、たとえば先ほど御説明があつたと思うけれども、通商産業省では前年度に比較して予算が三〇・二%ふえていて、厚生省では二〇・四%、そういうことです。通産省と厚生省で、こういう比率がこれであつていいものかどうか、具体的な問題がありますが、比率だけで言へないと思ひますが、こういうところに産業重視、社会保険がそれよりあと回しにされていくということが出てゐると思ひます。しかし、それはそのとおりことはふえなければ、来年はこつちがふえるというふうな問題もありませう。ですから、そんなに重大な問題でありませうが、もっと重大な問題は、大蔵省です。昨年度の大蔵省関係予算は二千八百九十四億九千九百九十九円、今年度の予算案は、まだきまつておりません。この予算は参議院で直さなければいけない、衆議院に持ち帰つてまたきめ直さなければならぬけれども、この貧弱なところでもない予算は、もし通るとするならば三千九十七億九千四百万円、台がわりしてゐます。そのふえ方の率は前の四八・三%。これは大蔵省なりの事情があることはわかります。だけれども、厚生大臣、これについてどう考へておられますか。大蔵省は昨年二千八百九十四億九千九百九十九円、予算要求は三千三百二十九億九千九百九十九円、六〇%になつてゐます。これできまつた三千九十七億、これはほかの方の御答弁は要りませう。厚生大臣、これをどう考へてゐるのか。大蔵省は第一次予算で昨年度の六割五分増しの要求をしてゐる。厚生省には三割以下だとワケをはめてゐる。それで厚生省として黙つてゐられるかどうか。

○鈴木国務大臣 私は、各省の予算の内容を實はすべてをつまびらかにいたしておりませう。大蔵省は国全体の財政のめんどろを見ておる立場にあ

いうことを少し勉強しようという気があるわけですね。厚生省のほうも、これだけでは各省別がわかりにくいわけですね、もっと大きな予算書もありませうが……。そこで言ひますと、たとえば先ほど御説明があつたと思うけれども、通商産業省では前年度に比較して予算が三〇・二%ふえていて、厚生省では二〇・四%、そういうことです。通産省と厚生省で、こういう比率がこれであつていいものかどうか、具体的な問題がありますが、比率だけで言へないと思ひますが、こういうところに産業重視、社会保険がそれよりあと回しにされていくということが出てゐると思ひます。しかし、それはそのとおりことはふえなければ、来年はこつちがふえるというふうな問題もありませう。ですから、そんなに重大な問題でありませうが、もっと重大な問題は、大蔵省です。昨年度の大蔵省関係予算は二千八百九十四億九千九百九十九円、今年度の予算案は、まだきまつておりません。この予算は参議院で直さなければいけない、衆議院に持ち帰つてまたきめ直さなければならぬけれども、この貧弱なところでもない予算は、もし通るとするならば三千九十七億九千四百万円、台がわりしてゐます。そのふえ方の率は前の四八・三%。これは大蔵省なりの事情があることはわかります。だけれども、厚生大臣、これについてどう考へておられますか。大蔵省は昨年二千八百九十四億九千九百九十九円、予算要求は三千三百二十九億九千九百九十九円、六〇%になつてゐます。これできまつた三千九十七億、これはほかの方の御答弁は要りませう。厚生大臣、これをどう考へてゐるのか。大蔵省は第一次予算で昨年度の六割五分増しの要求をしてゐる。厚生省には三割以下だとワケをはめてゐる。それで厚生省として黙つてゐられるかどうか。

○鈴木国務大臣 私は、各省の予算の内容を實はすべてをつまびらかにいたしておりませう。大蔵省は国全体の財政のめんどろを見ておる立場にあ

りますから、大蔵省プロパーの予算だけではなしに、各省の所管に専管できないような面、それから予備費の問題等、そういうような問題もあるわけでございます。決して大蔵省はお手盛りをやっておる、各省には非常に強い規制をかけながら、大蔵省だけがお手盛りをやっておるといううなぐあいに見ることがあが、各省に専管をしない、また各省に必要があればそれを支出しなければならぬ予備費というようなもの等も、そこに計上されておるわけでございます。さように私、理解いたしております。

○八木(一)委員 鈴木さん、ほんとうに鈴木さんは人がよ過ぎるのか人が悪過ぎるのかわからないけれども、これは政府の立場を聞いておるのじゃない。厚生省の立場を厚生大臣に聞いたのです。政府全体は、とにかく今度の予算案をばくらはとんでもない、けしからぬ予算だと思ふけれども、政府としてはそれがいいと思つて出された。だから、政府の統一見解ではそうなりますけれども、厚生省ではどうお考えですかと私はわざわざ聞いたわけですよ。国務大臣としての鈴木さんが総理大臣にかわつて答弁される立場の答弁は、私はわかることもあります。だけれども、いまは厚生大臣として伺つた。そういうことでは人がよ過ぎる。そんなことをすれば、厚生省はますます、あれはちょっとだめだといえはす引つ込む、多いといえはす減らすということになつてしまふ。歴代そうす。これは大蔵省に理由があるのは私だつてわかります。わかるけれども、それならば、大蔵省にあるような理由がほかの省には一つもないか。同じことだと思ふのです。国家財政全体のスケジュールと各省のそういうやうなやりかたの財政のスケジュール、スケジュールは違つたとしても、同じものがあるわけですよ。しかもこれは額で申したのじゃなくて、比率で申し上げた。予備費なんというものは去年もあつた。おとしもあつた。三年前でもあつた。率で申したのです。額じゃないのです。予備費のこういうことの必要性というのは同じです。おとしもさきおとしも、十年

前でも同じです。ですから、鈴木さん、そんな人いい、鈴木さんが一人で内閣全体の失敗をかわらうなんというのをなさらないで、もし失敗と考へていられるのなら、内閣の方針を佐藤内閣をほんとうに国民の信頼のある内閣にすることであり、そしてまた、国民がそれでしあわせになることだ。ですから、いまきまつた方針、不十分な、いろいろな欠点のある方針を守らうという立場ではないに、国民のために、あるいは佐藤内閣がよいと思ひになるなら、佐藤内閣は国民の信頼を得るためにこういう論議があるという、さつぱらんな論議をして、悪い点は直すのだというやうな論議を進めていただきたいと思ふ。原案を守らう、予算案を守らうということでは、国会の審議は要らないじゃないですか。そういう立場でひとつ鈴木厚生大臣にこれから御答弁を願ひたいと思ひますが、そのお気持ちについて伺つておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 私は厚生大臣として厚生行政に對しましてベストを尽くす、自分は微力なものでありますけれども、最善を尽くすということに精一ぱいやっておるのであります。また他面、国務大臣として、全体の立場でこの予算というものを見ていかなければならない責任があるのであります。したがつて、厚生省予算につきましては、先ほど来申し上げておりますやうに、八木さんから御指摘がおりますやうに、不十分な点はなるほどあります。しかし、すべての面で十全の予算をこれにつけるといふやうなことは、これは一ぺんにはそこへ到達することはできないのであります。そして、そういう努力を積み重ねてまいりまして、そして厚生行政全般の進展を期していききたい、このやうに考へておるわけでありまして。

○八木(一)委員 非常に熱心に御答弁なさる気持ちがわかりますけれども、予算の編成上の進め方がまずかつた、それによつて厚生省が国民のために進めなければならないものがとまつたということについて、やはり率直に認められた立場で御答

弁を願ひたいと要望いたしておきます。それは立場が違つたら、そう思はないと言われればそれまでです。それだつたらまた政府の、あるいは厚生省の国民の立場の政策に対する考え方の信念を伺わなければならぬと思ひます。そこにはいかにいいやうになさうと思ひになるのでした。いまのところ非常に不十分な点がある、ひづみがある、予算の編成上悪いところがあるといふことをはっきり認めた立場でひとつ御答弁を願ひたい。どちらでもけっこうです。絶対にそれはいいのだ、正しいのだとおっしゃるならば、その点国政のためにまた論議を展開いたします。

それから、こういうことです。大蔵省ではさういうやうに比率——これは計算してみなければわかりませんが、概算で二千八百億の最初の予算が三千三百二十九億、そうすると、差額が千二百億になるから六〇%前後、少しオーバーすると思ひますが、そういう予算要求をしておられる。これは予備費もありまして、賠償もありまして、国債のなにもあるという話、そのくらのことはわかつておる。だから、今度大蔵省がよい金が必要、そういう内容はわかつておるのですが、それと同じことが、大蔵省は自分のほうで財政の編成をなさるから、これは大事なんだといつて、それで一般のところは三〇%とかふせられたところを、自分のところは六〇%かふせてもあたりまえだと思ひになるかもしれない。しかし、ほかの省にしてみれば、鈴木さん、こういういろいろなものが出た——今度予算全部調べて續けて質問しますけれども、どこが伸びたけれどもどこはあまり伸び率がよくなかつた。これは一々調べればわかりますが、ところが、伸び率があまりよくなかつたものだらう、これは一般の予算の伸び率よりも少なくとも下回つてはいかないといふものばかりです。ところが、三割の総額をかせられ、その時点で一番問題になつておるところを引上げようとしたら、どうしてもほかをつつめなければならぬ。これは官庁の中での操作ですよ。

そのために、その比率をつづめられたその対象者は一体どうなるかといふことになるでしょう。国民に對して、それだけのしなければならぬ行政を伸ばせなかつたといふことになる。それがつまらぬ技術的なことから始まつておるわけですよ。三割かふせなければ予算編成ができないわけじゃない。厚生省が二十割の要求をすべきなら、二十割要求したらい。あるいは要求する必要があると思ふ省は、前年度よりも二割減で要求したていいんだ。三割なんといつたら、どこでも三割要求する。必要がないところでも三割まで要求します。十割、二十割必要のあるところも三割にとどめなければならぬ。それでは、ほんとうに必要となつてくる必要なものを出すことがうまいかなくなる。さうお尋ねすると、鈴木さんは、おそろく政府のお立場で、予算編成は三割でもほんとうの決定のときにはアクセントを出します、出させますと言われたいと思ふ。大蔵大臣もそんなことを分科会で言ひました。時間がなかつたので、これは續けて大蔵大臣にその問題をみっちり、納得のいくまで、二十時間かかつて五十時間かかつて、来年の予算をよくするために私は論議をしたいと思ひますが、予算の査定でちゃんとやりますと言ふ。それでも中小企業が何とかなうので、それだけ特別に運動して、三〇%を

○二%オーバーして三〇・二%上がつていますけれども、元来三〇%が、二〇とか一五とか一四とかの増にとどまつておるわけだ。そうしたら、厚生省がほんとうは八割ふやさなければならぬと思つても、どんなにがんばつても、一番うまくいったところで三割でとまるじゃないですか。厚生省は、それでもほかの省よりよかつたと思ひ満足していられるかもしれないけれども、身体障害者なりガン対策が早く進んで、ガンの脅威がなくなつてほしいと思ふ人なり、公害がなくなつてほしいと思ふ人なり、年金が早くよくなつてほしいと思ふ人なり、企業者の負担で全部十割給付になつてほしいと思ふ人なり、そういう人たちの要望がとまつてしまふわけだ。なぜこんなばか

たわけでございます。

それで、それ以外の経費についてでございますが、概算要求するについて、私のところで各局の要求を一応整理したわけでございますが、私のところで査定いたしました額が、二、三百億だったと記憶しております。各局も重点的に事項を整理して要求するようにだんだんできておりますので、私のところで、各局の要求の中での必要なものがあるいは大事な新規の政策、そういったようなものを落としましたものはほとんどなかったように記憶しております。額、内容はともかくとして、新規のもの、必要なものは一応目には出さずというふうなことで、一応おまなものはみな要求いたしたように記憶しております。

○八木(一)委員 年金局長いますか。——いませんか。(発言する者あり)雑音がある間は質問しないからね。

○田中委員長 御静粛に願います。

○八木(一)委員 いま会計課長は二、三百億づつめたと言ふ。だけれども、たとえばいろいろな審議会の中で、調べればたくさんあるけれども、たとえば国民年金の中で福祉年金について、七十歳ではないけれども、それより前から支給しなければいけないというところは、社会保障制度審議会のこの前の国民年金の審議のときに、これははっきり書いてある。ところが、それをやれば、たとえば、六十五歳でやればどのくらいの金額になるか。おそれる概算して、いまの金額で七十歳を六十五歳に変えればどのくらいになるかといえ、一千億ぐらになる。ところが、そういうようなことも三割のワクでつづめられるわけですね。国民年金の福祉年金だけで一千億出たら、これは三割をみ出ますね。だから、そういうことはしかられると思つて、その局としては当然推進をして原案を出さなければならぬことだけれども、この三割というワクで、そんなに出したら年金局だけで何をやるかというところではかの局が文句を言ふし、会計課長は、相手が局長でも、会計が持てないといつて文句を言うだろうということが初めからわ

かるから、出てこないということだろうと思ふ。その遠慮がちのものを、あなたは二、三百億切つた。資料でいいです、その二、三百億は何と何をどういふ事情で切つたか、全部資料を出してもらいたい。ほんとうに各局各課としては最小限度の、おこられると思つて、出したいものをつづめて、どうしてもこし必要だといふものを出したのを、あなたのところで切つた切られた。それがほんとうに行なわれたら、国民のどの層がどういふことでどう助かるかということが明らかにしてくると思う。そういうようなことで、厚生大臣の三割壁というふうなところでもないことに対する抵抗が弱い、政府全体がくだらないようなそういうワクをはめるといふことが出てくるわけですね。二百億づつめたことについて、厚生大臣、厚生省自体で二百億づつめたものを、三割以上要求した二百億のものを認めてくれという交渉を大蔵大臣、大蔵省にしたかどうか、それを伺つておきたいと思ふ。それをしたら、まだ、最初ワクをはめられたけれども、必要なものについては説明をし、内閣全体がそれをいいとしたならば、できる要素があるわけですね。ところが、してないと思ふ。あなたはまた大蔵大臣に、ここで切つた二百億について要求をしたかどうか、おっしゃつていただきたいと思ふ。二百億の内容を厚生大臣に教えてあげてください。

○戸澤政府委員 先ほど申し上げましたとおり、主として社会保険関係などの自然増経費等が非常に大きいために、ほかの経費に影響がまいるのはこれは避けられないところでございます。しかし、それにつきましても、どうしてもやらなければならぬ事業につきましても、新規の政策等についても目を出すように要求をいたしましたわけでございます。それで、その二百億はどの切つた内容で申しますのは、したがって、その自然増の経費の計算のしかたとか、あるいは新規の政策等についても、実施の時期等について、多少便宜的なことになりませんが、操作を加えたりしてそのワク内におさめるようにいたしましたわけでございます。

先ほど例に出しました国民年金福祉年金の問題につきましても、まだ要求の段階では社会保険、医療保険、年金を含めまして三割増しのワクでもって要求をいたして、内容についてはその後大蔵当局と話し合ひをしてきめていくというふうなことがうにいたしたために、必ずしも審議会の答申の内容を要求の段階でネグレクトしたというふうなことはないわけでございます。

それからなお、その各局の要求を大蔵によく伝えたかという御趣旨の話がございましたが、これは正式概算要求としましては一応三割のワクにおさめたわけでございますが、その前に、二回ほどにわたつて各局の要求の概要というものを大蔵当局に私から説明いたしました。厚生省の来年度の要求内容はこういうものがあつたというふうなことを話してございます。

○八木(一)委員 その説明は大蔵省のだれにしたのですか。

○戸澤政府委員 担当の主計官でございます。

○八木(一)委員 何回しましたか。

○戸澤政府委員 初め要求のあつたものにつきまして、その各局の要求の概要を一回説明し、それからさらに、八月になつてからと思ひましたが、私が調整を加えた作業の中間においても一回、あるいは三回くらいやつたかも知れません。

○八木(一)委員 その主計官は何という名前ですか。

○戸澤政府委員 ここにおられます岩尾主計官でございます。

○八木(一)委員 その二百億の厚生省の第一次要求にはあつたものはどういふ項目があつたか、いま主計官、ちょっと覚えておられたらおっしゃつてください。

○岩尾政府委員 いろいろ御議論がございましたが、いまの二百億の問題等につきまして、若干先生思い違ひをされておられる点がございまして、御説明をいたします。

まず、三割ワクの問題から申さねばならぬわけでございますが、三割ワクというものを概算要求

の際にやつておりますのは、決して各省の必要な政策というものが計上されないように、予算の総ワクというものを締めようということをやつておるのではありません。この目的は、先ほど先生もおっしゃいましたように、ほつておけば各省は二十割でも五十割でも要求するじゃないかというものが現状でございます。このワク制限をしないと、きにおきましては、厚生省部内におきまして、国立公園局でもどの局でも、あるいは各課ごとに非常に大きな額の要求が出てまいつたわけでございます。それを厚生省のお立場において、実際に必要なものはどういふものがあるか、ほんとうに来年重点的にやるべきものはどういふものがあるかというのを御調整願う、その意味で三割というワクを省として認めたわけでございます。

そこで、これにつきましても、先生お話しになりましたように、各省ごとのアケセントはございませぬから、三割というものでなかか全部まかなえないというところが、たとえば先ほど大臣のお話のございました当然増の問題とか、特殊な、こととして申しますと健康保険の百五十億というふうな問題がまいります。そこで、そういう実際上機械的な三割の中に入つてこないようなものにつきましては、個別に協議を受けてきめようということにいたしました。したがって、その結果として、いま会計課長が申しました二百億という問題が出たわけでございますが、厚生省の要求は、全体のワクに対して三割という要求でまいりまして、そしてほかの局の積算というものを組んでまいります。さらに、いま申しました健康保険とか国民年金とか、そういうものを組んでまいります。これは非常に不安定な見込みだったものですから、うんと大きな額に出るかも知れな

い。そしてそのすき間はほんとうは大きなものに出るかも知れないのだけれども、一応健康保険と国民年金については二百億残しておいてもらえばいいんじゃないか。これは実際の問題としてはもっと大きなものになると思ひます。それをどういふ二百億のワクの中に入れておる、こういう趣

旨でございます。そういう意味合いでいま会計課長のほうで御調整を願ったわけでありまして、さらに、ちょっと、先ほど来お話しもございましたので御説明をさせていただきます。と思いが、各省の要求というものは、そういう意味で概算要求の際に全体として省の予算についての三割のワケを計上し、特殊なものについては個別に協議に應ずるといふことでやっておりますが、先生も御指摘になりました、たとえば予備費の問題とか、あるいは対外債務の問題とか、特に来年は国債費が、急に国債を出すものですから、これに対する利子の支払い等膨大な額が出てくるという問題は、当初の概算要求の三割ワケからはずしてあります。

そこで、先ほど御指摘がございましたが、大蔵省の要求でございます。実際に大蔵省が、そういう特殊な経費を除きまして、概算要求の際に要求をいたしました経費は一九・四でございます。一九・四増の経費を要求しておいて、これはまあ三割のワケ内に入っておいたわけでありまして、しかし、実際に予算を所管に計上いたします場合には、先ほど申しました国債費、政府出資金、産投会計へ各省の経費を入れるわけですが、一応所管は大蔵省所管というものがございまして、それから産投会計に繰り入れる出資金がございまして、さらに、先ほどお話しがございました予備費もございまして、これは昨年は五百億、四十一年度は六百五十億、その前の年は三百億、その前は二百億というふうに、非常に大きく伸びてきておるわけですから、伸び率において大きな差を持っておりますわけでございます。そういう別個の、特に概算要求の際には、いま申しました政府出資金、産投繰り入れ、さらに昨年は沖繩の問題が急に起こりまして、先生も御承知のように、非常に多額の援助費を計上したわけでございます。ああいうものにつきまして、さらに一番経常的に起こる問題は、食糧の繰り入れでございます。これは十月になりませんとその数字は出てまいらないというこ

とで、概算要求からワケ外ということで調整をいたしております。そういうものが、実際に予算を組みましたときには全部入ってくる。先ほど御指摘のございました通産省の問題につきましても、商工中金の出資が、ワケ外にしておりました出資金から通産省に計上することになったということであつてくる分、あるいは石炭対策の答申がございまして、急に石炭の問題に金を使ふ積まねばならぬ。九十億ほど積んだわけでございますが、そういう問題、あるいは日本の貿易振興会の出資等がございまして、これを除きますと、従来通産省ベースの問題として要求しておりました一三〇、三〇増に対して、実際に計上いたしました予算は一六・六増でございます。さういふ状況でございます。

〇八木(一)委員 それはわかつておるのです。私はわかつておるけれども、大蔵省のほうは、さっき私が説明いたしましたように予備費が要る、国債費が要る、賠償の金が必要というところで、前よりも非常に大きな率になったということは、先ほどの質問の中でわかつておる。ところが、大蔵省はそういうような財政をするところだから、そういうものができてきたからということで操作ができる。ほかのほうでは操作ができません。いまおっしゃったように、年金に金がかかるから別ワケだということ、操作をしておられるらしいけれども、その二百億くらい要るだろうということに大きな認識違いがあつて、先ほど言ったように、たとえば福祉年金を六十五歳にしたら、その二百億の何倍も、それ以上にかかってしまう。医療保護に一文も出さないでもかかってしまう。そういうことを、大蔵省が厚生省が知らぬけれども、そんなものは初めから二百億と、こういう特別に要るものでもワケをはめてしまつておる。特別に要るものでもそうですから、今度こつちのほうの総ワケをやつたら、たとえばガンの問題で、ガンは伸び率がいいと思ひますけれども、ガンの問題にしても公害の問題にしても、それから身体障害者

ならぬ問題だ。そこで三割なりというワケをはめられるならば、その全体、厚生省の各局各課の問題は、五割もふやし、あるいは八割もふやし、ものによつては全然ゼロからだから、倍率にしたら何十倍となる、何万倍になるというふうなものもなければ、国民のために行政がでない問題がある。それを厚生省としてまづめてやっておられるから、厚生省が全部大事なものをかかえておられるときに、その三割ワケの中でどれかをとめなければならぬ。ところが、厚生省は全部大事だ。もちろんほかの省もみな大事だと思ひますけれども、ほかの省ではやや制度が完成を待っていて新しく発展をしなければならぬ要素の多いものがほとんどないような省もある。既定経費をちょっとベイスアップ分だけ上回つたようなことで済む省もある。そういうところも三割、厚生省みたいにお前進しなければならぬものを全部かかえておるところも三割ということでは、査定段階にいかんかアセメントを出すと言われても、これはアセメントが出ない。曲げられてしまふということになる。現に具体的に二〇・四増ということである。セメントが曲げられておるわけですから、全体の予算の一七・九の増率、予算ワケが多いが、いかに少ないか、これは別の問題点であります。そこで、全体が一七・九のときに、厚生省の予算は非常に新しく大きく発展をしなければならぬし、厚生省の行政とは全部金を食ふものであります。そこで、二〇・四というふうなわずかの二割程度のアセメントのつけ方では、日本の社会保障も、あるいは公衆衛生も、あるいは環境衛生もとまつてしまふということになる。そういう点で、この三割というところが悪いといふことでは、大蔵省の有能な人たちがいれば、さつきは問題をはつきりさせるために二十割、三十割と言ひましたけれども、問題によつて、ゼロのものをたとえば一億円出してもこれは何億倍になるけれども、そういうことは別に、全体として三割というぐらゐの予算ワケのときに、問題によつては十割のものがあつても、厚生省全体では五割ぐらゐ

いのものしか出てこないでしよう。こないでしようけれども、五割か六割出てくるものが三割にとどまるということでは、そういうアセメントがなくなつて、国民に直結した大事な問題がブレイキをかけられる。大蔵省としてもそれは本意じゃないでしょう。国民の大切な資金を預かつていて、それを有効に、一番大事なものに早く出すということが大蔵省の趣旨だと思ふ。大蔵省は非常に研究をしておられるけれども、ほんとうに各省の緻密なところまで、どんなに有能な人でも全部勉強し切るだけの時間的余裕がないと思ふ。だから、結局、各省で縮めてきたものを大蔵省に見て、これはどういふ性質のものだから必要だろつというふうなことで各省について判断をされる。各省の各局各課の、ほんとうにこれはこういふ意味で必要なんだというところが全部出て、そのデータに基づいてやれば、国民から預かつた金を一番有効にやるのに便利なんだ。ところが、それがあまり繁雑だからというので三割に押えたら、ほんとうの趣旨の国民の税金を一番大事なものに有効に使うということがやりにくくなる。各省が必要なもの全部出してこない、押えて出してきたら、ほんとうのもののがつかぬ。あなたの方の仕事が忙しくなるかもしれないけれども、各省各課が行政上一生懸命考へて必要なものが全部出たデータを、そこで予算総ワケに対してどういふように縮めてこれをおさめるかというのを、すべてのデータを集めてやるのが大蔵省のほんとうの道だと思ふ。それを前から三割、五割かぶせたら、アセメントが出なくなる。必要がないところだつて三割出しておかなければ損だ、三割は出てくる、ほんとうの国政のアセメントが出なくなる、そういうところのやり方が困るということを言つておる。一四八%というところは、内容は私は知つていふ分のところのものだから、自分のところだけたくさんとらうというところで考へたんじゃないということとはわかつています。国家の大きなスケールで賠償とかあるいは国債の利子とか、そういうこと

で一時的にことは伸び率が少なかった。そういうことが各省なりにやはりあると思う。時点が同じに重なることがあると思う。それがまた厚生省には特に多い。各省各課ではますます進めなければならぬものが多い、それを一律にしたためにどこかが縮まってしまうことになる。ですから、その五割のワックと三割のワックとか、それをたとえ医療保険、年金保険に二百億を別ワックで考えたとしても、欠点を、ごく一部分を直すための配慮だけであって、ほんとうのものではないわけですね。ですから、各省の予算を縮めないで全部出させる。予算のワックは、争いが起こらないようにちゃんときめて、そこにおさめる。作業はむしろかしくても、そのほうが大蔵省の方々としても本懐だと思ふ。ほんとうに各省各課の考えていることを全部連絡を受け、説明を受けて、その中で何が重点であるかということは大蔵省が考えを述べて、各省と折衝をして最終的に予算におさめる、それがほんとうの財政編成の道だと思ふ。それをイージーゴーイングに五割、三割かぶせる、これはやり方が間違っている。いまそういうふうな首を縦に振っておられて、この趣旨については主計局のほうも賛成だろうと思ふ。そういう被害を受けている厚生省が、そういうやり方を弁護するようなやり方をしている問題は進みません。ここにおられる方は理解をされても、ほかの大蔵省の方が完全に理解をされるかどうかかわからないし、人がかわるかもしれない、役職がかわるかもしれない。被害を受ける立場にある厚生省が、それを弁護するようなやり方をしておれば問題は一向発展しない。これは厚生省のためにも、大蔵省のためにも悪い、内閣のためにも悪いわけですね。その点で、鈴木厚生大臣のこの点に対する決心をはんと固め直していただいて、こういうワックをはめるような最初の予算要求の編成の方針を改めることに命がけでやってもらなければならぬと思ふ。鈴木善幸厚生大臣の御答弁を伺いたい。

○鈴木国務大臣 八木さんの言わんとする御趣旨は、十分私も理解をいたしております。これは内閣全体の問題でもあるわけでありまして、八木さんから総理大臣、大蔵大臣等にもぜひその有力な御意見として述べをいただいて、そして、ともに研究をして、よりよい予算の編成に当たるように私も研究していきたいと思ひます。

○八木(一)委員 それでは、問題をちょっと変えて申します。

この健康保険法の国庫負担の問題の背景として非常に大事な問題でございまして、昭和三十一年八月に「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」の答申および社会保障制度の推進に関する「勧告」というものが出ました。これは厚生省の方には全部御承知でございまして、このときに、この計画をやるに当たって予算がどう変遷するかという、「十年後における社会保障総費用(暫定試算)」という表がついておったわけでございます。これは私、制度審議会の委員をやっておりましたので、これを総理大臣に答申するときにそれを間違ひなしに説明するように意見を申し、そのとおりきまして、内閣総理大臣なりに説明のときにはその資料がついておるわけでございます。いま保険局長が御渡しになったようでございまして、ところがそれから一、二年後になると、厚生大臣はこのことを御存じないというような時点がございました。非常に残念に思ひましたけれども、このごろはよく勉強しておいでになると思ふ。その暫定試算のほうに、三十六年度における状態から四十五年度に対する目標を書いてあるわけでございます。そこで、これは予算というよりは、項目としては一番最後に、社会保障総費用の国民所得に対する割合、昭和三十六年度は六・九、四十五年度は四・三という目標が書いてございまして、それから、社会保障総費用中国庫費の租税等収入に対する割合が、三十六年度は一一・〇、四十五年度は二七・〇というふうに書いてある。租税総収入と予算の歳出とは必ずしもきちっと一致はしませんけれども、大体においてこれは一致したものと見て差しつかえないと思ひます。そういうことで、三十六年度に国家予算に対する比率が一・

〇%でございましたのを、昭和四十五年度には二七%までに上げなければならぬ。これは試算表でございまして、本文をごらんになりますと、これは全部最低要求でございまして、どんなことをしても少なくともこまでは到達しなければならぬということを書いて、その費用を書いてある。昭和四十五年度に国家予算の二七・〇%にしなければならぬ。社会保障については、非常にその範囲を定めることについて問題がございまして、しかし、ここで書いてあるのは、生活保護、公費医療、社会福祉、児童手当、医療保険、年金保険、失業保険、業務災害補償、公衆衛生という項目で書いてあるわけでございます。必ずしも政府の予算書とちと一致をしないけれども、大体において政府の社会保障費用として整理されておるものと一致しておる。ところで、四十五年度には少なくとも二七・〇%にしなければならぬということになりましたが、こまの総予算に対する社会保障費の比率は一体どのくらいになっておりますか、ちと計算してみてください。

○戸澤政府委員 この時の国家予算総額四兆三千四百四十億のうち社会保障関係費としておる項目をまとめてございまして、これが六千二百七十七億円でございまして、総予算に対する社会保障費の比率は一四・四%でございまして、

○八木(一)委員 私も概算で一四・四と計算したのですが、間違ふといけなからお尋ね申し上げたのです。そうすると昭和三十六年に一一・〇、四十五年度に二七・〇になると、等比較数にするか、少なくとも四十一年度で一四・四ならば、これではとんでもなくこの計画をはずれているというところになると思ふ。そのことについて厚生大臣と厚生省の関係の方、ひとつお願いいたします。

○鈴木国務大臣 この社会保障制度審議会の昭和三十一年当時における暫定試算、これは私、事務当局から説明を受けまして、一応そういうものがありまして、大内会長から総理に答申の際に御説明をする場合の一つの説明資料というふうな形でこの暫定試算というものがあつたことをお聞きしてございまして、私も概算的に申し上げておりましたが、私どもは概算的に申し上げておりましたが、国民総所得の中に占めるところの社会保障の給付費の割合というものが、欧米先進国に比べてもって見てまいりますと、一九六〇年の数字で合は大体十数%、それに対して日本が五・五%、一九六三年でも六・四%、こういうことで国民総所得に比べて社会保障給付費の割合が非常に低い、こういう実態を私も承知いたしておるのであります。この社会保障制度審議会におきまして、四十五年度に到達すべき目標というものは、そういう欧米先進国の社会保障の水準に日本も近づけていこう、また所得倍増計画の経済の発展と見合せて、そこへ目標を置いてやっていたところ、こういうことであつたと私は理解をいたしておるわけでありまして、そしていろいろの項目がございまして、項目全体をいたしましては、いま八木さんの御指摘になりましたように、昭和四十五年度を目途として二七%アップということにつきましては、相当おくれしております。これは率直に私は認めるところでありますが、しかし、その中の各項目につきましては、順調に進んでおるものもあれば非常に遅れておるものもある。たとえば医療保険関係におきましては、昭和四十一年度におきまして三・二%、これは暫定試算の昭和四十五年度の目標二・五%を上回つておるわけでございます。また、国庫負担の面からいまして、四十五年度の時点で国庫負担が三十六年度の三・三倍にすべきであるというのに対しては、四十一年度におきましてちょうど三・三倍、こういううぐあいに医療保険の面におきましては四十五年度の目標に対してはもう到達しておる、こういうものもございまして、そういうものもありまして同時に、非常におくれしておるものもございまして、私も社会保障制度審議会のこの答申、これはほんの私どもが施策を進めてまいります際の一つの指標として、これが実現のために全体として均衡の

明をする場合の一つの説明資料というふうな形でこの暫定試算というものがあつたことをお聞きしてございまして、私も概算的に申し上げておりましたが、私どもは概算的に申し上げておりましたが、国民総所得の中に占めるところの社会保障の給付費の割合というものが、欧米先進国に比べてもって見てまいりますと、一九六〇年の数字で合は大体十数%、それに対して日本が五・五%、一九六三年でも六・四%、こういうことで国民総所得に比べて社会保障給付費の割合が非常に低い、こういう実態を私も承知いたしておるのであります。この社会保障制度審議会におきまして、四十五年度に到達すべき目標というものは、そういう欧米先進国の社会保障の水準に日本も近づけていこう、また所得倍増計画の経済の発展と見合せて、そこへ目標を置いてやっていたところ、こういうことであつたと私は理解をいたしておるわけでありまして、そしていろいろの項目がございまして、項目全体をいたしましては、いま八木さんの御指摘になりましたように、昭和四十五年度を目途として二七%アップということにつきましては、相当おくれしております。これは率直に私は認めるところでありますが、しかし、その中の各項目につきましては、順調に進んでおるものもあれば非常に遅れておるものもある。たとえば医療保険関係におきましては、昭和四十一年度におきまして三・二%、これは暫定試算の昭和四十五年度の目標二・五%を上回つておるわけでございます。また、国庫負担の面からいまして、四十五年度の時点で国庫負担が三十六年度の三・三倍にすべきであるというのに対しては、四十一年度におきましてちょうど三・三倍、こういううぐあいに医療保険の面におきましては四十五年度の目標に対してはもう到達しておる、こういうものもございまして、そういうものもありまして同時に、非常におくれしておるものもございまして、私も社会保障制度審議会のこの答申、これはほんの私どもが施策を進めてまいります際の一つの指標として、これが実現のために全体として均衡の

とれるような努力を続けた、かように考えておるわけでありませう。

○八木(一)委員 問題をあまりそらさないで、質問のところにだけお答えを願いたい。医療保険のことは、その中のものは伺っておりませんので、総体のことをまず申し上げて伺っているんです。実は三十六年に一・一％で四十五年に二・七％にする、等比級数にするときと等差級数にするときとありませうけれども、まず私が概算で等差級数で考へると、一・六％を十年間にふやさなければならぬ、一年に一・六％をふやさなければならぬ、ということになれば、六年目で九・六、一・一％に九・六を足しますと二〇・六％ふやさなければならぬ。いまが二〇・六％の比率になっていなければならぬ。等差級数で申しますと、そうすると、四兆三千億に概算すると約九千億になっていなければならぬ。ことしの厚生省の予算は幾らですか、社会保障費用で……

○戸澤政府委員 六千二百億です。

○八木(一)委員 九千億のところは六千二百億だとすると、二千八百億減っているわけです。そういうところに大きな、こういう社会保障、医療保障全体の進み方のブレーキがかかっている。これは社会保障制度審議会が二年がかりで、二、三百回審議をいたしております。私も全部その審議に参画をいたしました。これは全部最低の、少なくともということできめた方針に従った暫定試算なんです。しかもその方針は、あまりに遠慮がちだと私も憤慨するほど遠慮がちな方針であります。昭和四十五年に欧米の三十六年の水準に追いつくということ。日本がいろいろな点で一生懸命やっている時代に、その五年前の三十六年、十年前の水準に四十五年に追いつくときのいろいろのやり方がこの内容であり、その暫定試算がこれであり、その制度審議会のような遠慮がちなところでも、少なくともこれはどうしてもやらなければいかぬといって、明確な指示をしているわけです。その指示に従ったこの予算の概算で、本年度は九千億にならなければいけない。それが

六千二百億でとどまっている。二千八百億円少ない。そういうところに、この社会保障や医療保障やすべての問題の進展がとどまっている理由があるわけでありませう。社会保障制度審議会の答申は、内閣総理大臣に対する答申、勧告であります。厚生省だけではありませう。大蔵省もこれを尊重してやらなければならぬ。こういうようなものがあるのに、厚生省がへつぱり腰で三割増しぐらいでばりやうしている。このとおりやろうとしたら、厚生省としては三割でなくて、十割や十五割を要求しなければ、このとおりやろうとする最初の努力さえ払われていないことになるわけなんです。そういう点ではほんとうにふんどうしを締め直して、精神を入れかえてやっていただかなければならぬ。厚生大臣だけではありませう。ここにおられる各局長、いままでとは違ひの、厚生省は新しいものを進めるのだという勢いで、大蔵省の主計官といろいろ論戦をされたときに、どんなことがあっても必要度を認めてもらう論戦をするのだ、そのような覚悟でやらなければならぬ。厚生大臣が三割増しで抵抗はされたけれども、しかたなしにのんでこられた。それでは困ります。厚生大臣と厚生省の局長以上は、全部辞表をたたきつけて、これでは社会保障がとまる、厚生行政がとまる、内閣がそれを改めてもらわなければ責任が持てないという決心で当たってもらわなければならぬと思う。いま医療保障のことを厚生大臣は言われました。そういうことを言われれば困ると思う。全体のワケで厚生省の行政を伸ばす立場で答弁をしていただきたいと思います。この医療保障の問題については、社会保障制度審議会がこれを審議しておいたのは昭和三十五、六年であります。健康保険については、昭和四十二年、黒字の時代にそのデータで審議をしたんだ。暫定試算と出ているのは、後の変化があるということからこういう遠慮した文言になったわけなんです。それから後に健康保険その他の赤字の要因が出たのだ、したがっていまの時点において、いまのデータにおいて皆さん方が出せば、その中のその部分の数字は変わる。大蔵省がそう言われても、厚生省は、そうではないんだ、この試算の出た時代と状態が違ひんだ、したがって、この問題は社会保障制度審議会の精神をほんとうに尊重すれば、この医療保障の問題はもっとふえんだという主張を厚生省がせられなければならぬ。それを厚生省みずからが、そのような医療保障をとめるような答弁をするのは、ほんとうに責任を果たしたことはならないと思う。鈴木厚生大臣の反省した上での御答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木厚生大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、全体としてこの暫定試算の昭和四十五年の目標にはおくれをいたしております。この点は、私も御指摘の点につきまして率直にそれを認めておるところでございます。ただ、この中にはいろいろ政策が織り込まれておるわけでありませうが、その中には諸般の事情から一様に進んでおるものもありません。あるものはこの線に沿って進んでおるものもあり、また非常におくれおるものもございます。こういうことを私申し上げまして、その一つの例をいたしまして、きょう御審議の中心の問題になっております医療保障の問題に触れまして一つの例を申し上げた、こういうことでございまして、医療保障がおおむねその線に沿っておるからあとはおくれおつても差しつかえないんだ、こういうことを私は申し上げておるのではございませう。その点は八木さんが御指摘になったとおり、私もこれがおくれおつておるということにつきましましてさらに私も決意を新たにしまして、このおくれを取り戻すように最善の努力を払わねばいかぬ、かように考えておるわけです。

○八木(一)委員 全体の御答弁はそれでけっこうであります。医療保障については、その当時においては健康保険が赤字ではなかったデータによつてこれが出されたものである。制度審議会はその精神を最も重んじなければならぬその時点で、さらにいまの時点でこれをつくった場合には医療保険に対する国庫支出がいかにあるべきかということ、これは飛躍的に多くなった金額になるといふことは厚生省の方々はわかる。ですから、こういうことをブレーキをかける材料に使わないで、前進をさせる材料に使われるという決心で当たっていただかなければならぬと思う。それから健康保険の問題、もう少しまんなの問題に移ります。健康保険の国庫負担の問題を中心に、きょう少しづつ質問を申し上げておるわけですが、制度の問題については、私も五、六十時間は質問をしたい問題がありますので、またじつくりと申し上げますが、きょうは本会議がありますから、国庫負担の問題についてだけ進めていきたいと思います。

昭和三十三年にこの前の健康保険法の改正、いわゆる改悪がございました。昭和三十年から始まって、三十年にそれが不成立に終わって、三十一年にまた不成立になって、三十二年に、改悪をしなくてもいいのに厚生省のメンツで無理やり改悪しないかと三度目の法律が通らぬといへんだということでした。にむに運動をされて、へんだという状態で強行採決をされて健康保険法の改悪案が通った。その当時非常に問題がありました。私は、そのとき保険局長をしておられた高田さん、次長をしておられた小山さんを、この人たちが悪いのだ、この人たちが国民の医療保障を後退させるんだと大きなことを言つて、たいへん失礼なことを申し上げましたけれども、そのくらい激烈なときのような改悪案でございまして、そのときにそのような改悪案でございまして、今度とれだけ私どもがおこつておるかを御想像願いたいと思う。そのとき赤字があるということ、最終的には四十八億の赤字であります。通つたときには、すでにほんとうは黒字に転換をしておりました。三十二年から、たくさん赤字があるから保険料率を上げなければいかぬ、一部負担をふやさなければいけない、これは初診時と入院時のものですね。それから医療担当者のほうもいろいろと審査、監査とかなんとかをして、もしむだづかいがあったならば、それがないようにしなければいか

ぬというようなことをしました。それで三泣きですれ、ほんとうは患者も入れますと四泣きになりますけれども、三泣きという大岡裁判のようなことで、そのかわり国のほうも三十億の国庫負担を出しましょう、それでこの赤字を解消しましょうという案でございました。最終的に通ったときには黒字になりましたけれども、一番最終の説明で赤字四十八億でございます。そのときの暮れには四十五億。四十八億の赤字のときに国庫負担を三十億出されたわけであります。ところがそれと今度の赤字と、これは平年度の一年分の赤字と今度の国庫負担を考えておられるところの比率の差をひとつ精密に計算をしていただきたい、計算をした結果を御答弁願いたい。

改定として九億、それから一部負担として十二億、それから国庫補助が三十億ございました。当時の財政規模が、保険料収入は御承知のように財政全体、特別会計としては現在の規模と相当違ひまして、全体で六百億程度の規模でございましたので、当時の国庫負担率から申しますと、当時は国庫負担が五五・五％、現在は赤字額七百二十億について百五十億でございますから、二〇％というふうに数字は相なっております。

○八木（一）委員　鈴木厚生大臣に伺うわけですが、この五十四億の中で、三十億と十二億、九億、あと行政努力ですか、ちょっと数字が合わない、三億は……。

○熊崎政府委員　これは継続給付の資格の改正分

これで国庫負担も少ないけれども、ほかのほうもがまんを願いたいというような案をまず最初に出してこられるのが至当だと思うのですが、厚生大臣と局長はどうお思いになりますか。

○熊崎政府委員　私どもの考えといたしましては、先ほども御説明申し上げましたように、厚生保険特別会計、特に健康保険勘定の規模というのが、当時と違ひまして非常にふえてまいっておりますので、総額におきましては、確かに率としては先生のおっしゃられるような御意見もあることは私どもも重々わかるわけでございますけれども、何しろ全体から見まして、赤字の程度、それから健康保険勘定のスケールその他が非常に変わつてまいっておりますので、その辺は国家財政

ら、非常に貧弱な内容にわれわれは憤慨して反対はしましたけれども、政府のほうとしては、この三十億の国庫負担で社会保障の度合いをつけてこの問題に対処しなければならぬという決心で出された。そのときは、三十二年は岸内閣でしたたが、そういう状態だった。いま佐藤内閣にかわつたて、内閣や厚生大臣の責任は同じですからね。前に赤字の六割は国庫負担をしておいて、赤字をたとえ国民なり勤労大衆にも少し負担をしてもらうけれども、しかし、国のほうで社会保障前進の意味からそれを見ましたと言われたのが六割の三十億。それも国会の中では、非常に少な過ぎる、国民の負担が多いということで猛烈な論議になった。三年目に無理やりに通された。そのと

○**龍崎政府委員** 三十年当時の赤字の解消につきましては、三十年から三十二年にわたりますて対策を継続的に行なつたことは、先生御承知のとおりでございます。当初三十年度赤字見込み額が百三十億ございました。その対策としたものが、三十年度の対策で予定をいたしましたものが、保険料率の引き上げ二十五億、それから等級改定による分が五億、つまり標準報酬の改定と保険料率の引き上げで三十億、それに国庫補助から当初十億を入れました、あとは……

○**八木(一)委員** 三十二年のを聞いておるんですよ。

として二億計上いたしております。

○八木(二)委員　一応それでつじつまが合つておるようですが、これは昭和三十一年の暮れの数字で、健康保険法の改正案の資料として出された。その間で質問をしたところが、二月発表された数字では四十八億、これは前の年の暮れぐらいの数字です。それからいよいよ強行採決で通されるときには、ほんとうは黒字になっているんです。赤字じゃなかった。それを、赤字でないのに、黒字なのに、むちゃくちゃに保険料を上げる、一部負担を上げるといふようなことを強行された。非常にけしからぬことであつたと思うのですが、その

その他との関連で考えていかなければならないというようなことで、私どもは判断をいたしておるわけであります。

○八木（一）委員　これはほんとうに困ると思うのです。憲法二十五条をひとつ読み直していただきたい。憲法をお持ちですか。——をお持ちでないと思いますから、読みます。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」国は、社会保障の増進にとめなければならない。その国の行政の責任を持つて

きに通た方も、これは十分じゃないけれども財政も考えて、まあ最小限度これだということ、ここにその当時委員におられた方々もおられますけれども、そういうことで通された。それは十分過ぎると思つて通されたわけじゃない。財政も考えて、その赤字の六割程度でまあしんぼうしなげればならない、われわれは全部国で持ったほうがいいと言つたのですが、そういうことで、ほんとにしんぼうをなさつたぎりぎりの案として、自民党の方も社会保障の前進と国家財政総ワタの両方を勘案されて、これが最低限ぎりぎりだということと賛成して通された。その当時から社

○**龍崎政府委員**　ちょっと継続的に申し上げますが、それから三十一年度におきましては赤字見込み額が六十七億でございます、この三十一年度において一部負担を二十四億計上いたしましたわけでございます。それから国庫補助を三十億という財政対策をいたしました。御質問の三十二年度におきましては、先生四十八億というふうにおっしゃいましたが、五十四億。

○**熊崎政府委員** 四十一年度に持ち越されます赤
當時ですら、四十八億の赤字に対して三十億の国
庫負担をしていく。五十四億という数字もありま
すから、まあかりにラウンドナンバーで勘定して
六割というものを出された。今度四十一年度の、
累積は抜きにして、もしいまのままでやって、改
正案が通らないということになったときの赤字の
見込み額はどのくらいになりますか。

おられるあなた方は、このために一生懸命やらなければならぬ。憲法九十九条で、あなた方は、厚生大臣はもちろんですが、保険局長も公務員として憲法を守って推進する任務がある。憲法にはこういうふうに、社会保障の向上及び増進に努めなければならぬと、はっきり明記されているわけです。社会保障にはいろいろあります。その中で、一番国民にいま関心が深いのは病気の問題

会保障を前進するのは、憲法の精神からしたって向上しなければならぬ。その当時以後、内閣はずっと社会保障の前進について約束をされておる。約束をされて、各政党が選挙をされた。その約束された自民党が多数を持っておられる。約束をさせた社会党が第一野党として国会の責任を分担しておるといふことであります。その自民党によって内閣が形成されて、皆さん方はやられて

○八木(二)委員 それは着れの数値です。二月ごろの数値は四十八億なんです。

○八木（一）委員　そうすると、これは前をやった字が六百九十六億でございまして、四十一年度の赤字見込み額は七百二十億でございます。

です。年金の問題も大事だけれども、いま病氣の問題、その負担の問題、こういうことが非常に大

おるのですから、前よりは前進しなければならぬ。ですから、六割ではいかぬ、赤字の七割くらい、

これは財政対策で公表されておる数字であります
が、五十四億の内訳といたしまして、標準報酬の

のと同じ比率で出すようなのが普通の状態じゃないかと思えます。六割で計算しても四百三十億、

で、向上及び増進につとめなければならない。前に赤字のときに、このような社会保障的な観点か

の案を持って、これで財政を考えて非常にぎりぎりのところでございますけれども、国会のほうで

はごしんぼうだけだすですしょうかというよう
な案が出てしまふべきです。それがちょうど、
さっきの社会保障制度審議会の、あなた方の保険
料とそれからあれを入れた四百二十三億を上回る
数字になる。しかし、あなた方の予算の中では、
千分の七十というけしからぬものがあります。し
かし、これはもっと減らさなければならぬ。しか
し、社会保障制度審議会では、その国民の負担よ
りもはるかに大きな国庫負担をすべしというこ
とをやっておるわけです。ちょうどこの数字に合
っている。ひとついまから考え直して、これは国会
に提出されましたから、国会のほうの権限にな
りますけれども、政府としては誤りをおかされま
した。厚生省は原案が誤った。大蔵省にもお話をす
れば、大蔵省も了承をなさるであらうでしょう。で
すから、この際はこれを撤回することをいたした
い、国会のほうにそのよう要請をされる。自由民
主党の社会保障に熱心な方々も、その撤回は全面
的に賛成するであらうでしょう。あやまちをため
ることに勇敢でなければなりません。このような貧
弱内容の健康保険改正案を撤回する気持ちを固
められるということが必要だろと思う。このこ
とについて、鈴木厚生大臣の撤回する気持ちを固
めた御答弁をひとつ願いたいと思う。

さて、ただいまの政府管掌の健康保険につきま
しての赤字と国庫負担の点につきまして、過去の
対策との比較において下回っておるではないかと
いう御指摘でございます。ただいま局長から御説
明を申し上げましたように、昭和四十年度の赤字
は六百九十六億、ざっと七百億でございます。こ
の法案を改正をせずにこのままです。いますれ
ば、四十一年度におきまして七百二十億の赤字
が予想される。そこで、私どもは、まず四十年度
の約千四百億余りの赤字のうち今日の累積赤
字は、答申の御趣旨もありましてこれをたな上げ
をいたしまして、ただいま政府の財政資金その他
余剰金等でその財政欠陥というものをカバーしな
がら、運用をいたしておるわけでありまして。い
ずれはこの七百億に近い累積赤字は、これは何らか
の対策をもって措置せよいかぬ、こういうこと
になるわけでありまして。これが前回のように、幸
いにして保険財政が黒字基調になってまいりませ
れば、これはその余剰分から逐次補てんをしてい
く、こういうことにならうかと思つております
が、もしもそういう黒字基調にならないで、相当
保険財政がきつた状態が続くようになりませう
ば、何としてもこの累積赤字というものは国が大
きな責任を持ちまして処理せざるを得ないやうな
事態になるのではないかと、私はこう思つてござ
います。八木さんは、この今日までの累積赤字
の六百九十六億というのに対しては、お触
れにならなかつた。全体を千四百億として、その
中で百五十億程度ということは問題にならぬじや
ないかというその御指摘でございますが、それは
今後国会の御意見も伺いながら、この累積赤字の
処理というものは政府として考えなさいかぬ問
題であります。そうなつてまいりますと、当面御
議論をいただかなさいかぬのは、昭和四十一年
度の財政見直し、つまり七百二十億の赤字が出る
であらうところの財政対策をどうするか、こうい
う問題にしばられてくると私は思つております
で、これに対して私どもは、国の財政きわめて困
難な、多端なおりからでありますけれども、不

十分とは申しながら百五十億を計上いたしましたし
ました。また総報酬制ということをやめまして、御趣
旨を尊重して標準報酬の上限の引き上げ、これに
よつて一つの財源を見出していただく。そうなりま
すと、問題は、先般も申し上げたのでありますが、
ただ一点この料率の問題でございます。私は、こ
の料率の千分の七十を組みます場合には、ほかの
医療保険制度との負担の問題等も十分勘案をいた
しまして、負担力の弱いところの国民健康保険の
被保険者の方々に現在負担をいただいております
点等と比較勘案をしまして、この程度の御負担
は、これは御協力いただくかなきかぬ、こうい
う結論に達したものでございまして。したがいまし
て、政府といたしましては、国家財政その他全体
の医療保険の面を勘案いたしまして、今回当面の
対策としてこの保険三法は妥当なものである、私
はかように考えておるものでありまして、これはど
うかひとつ国会の場におきまして、賢明なる与野
党の皆さんが高い立場からの御判断によってこれ
をすすめるか御可決あらんことを、切にお願いを
申し上げます。

○八木(一)委員 いま撤回はできないで何とかと
いうことであります。しかし、鈴木さんの人柄
はわかつていますけれども、政府の出したものは、
欠点があつても出したものは頼みます、通し
てください。これは国会を無視したことになる
わけですね。国会は、いけない法律であつたら
れば可決をしない、否定をする、あるいはまた次
まで延ばす、あるいはまた修正をするというやう
なことになるわけですね。政府案のほうには欠点
がないとお思ひになつても、これは悪い点があつ
たらせよとお直しください、悪い点があつたら御指
摘をください、悪い点を御指摘いただいて、ほん
とうにそうだったら私のほうは出し直しますとい
うやうな気持ちで、やはり法案提出に当たつて
ただだかなくてはならないと思つて。何が何でも通
してくださいでは国会がないと同じ、社会労働委員
会なんか要らない。それでではちよつと憲法上たい
へん問題になりますから、ひとつ悪い点があつた
ら直す、ひどく悪かつたらこれはやめなすとい
ふやうな気持ちを持つて、われわれと一緒に審議に
当たつていただきたいと思つておるわけです。

そこで、いま鈴木厚生大臣がちよつとおつしや
いましたけれども、私は累積赤字を両方足してか
ぶせて計算したのではないのです。七百三十億に
対して〇・六倍をして、四百三十三億のラウンド
ナンバーで四百三十億と申し上げた。累積赤字の
ほうはまた別なわけですね。累積赤字についてもや
りますが、それは政府管掌ですから、政府が見ら
れるのはあたりまえです。こういう赤字が出たの
は政府の責任ですから……。赤字の出た理由を、
たとえいろいろなことを言われます。いろいろな
ことを言われるけれども、赤字というところが悪
いことのように見られるのは大間違ひで、赤字が
出るくらい医療費が出た、よい診療が行なわれ
た、よい薬が使われた、かなり前よりは多量に使
われた、このことによつて国民の病気がなおつ
た、命は保たれたといふことで、赤字といふと悪
いことみたいに思ふのは大間違ひ。医療保険がそ
れだけ伸びたという観点で考えておられると思
ひますが、そういうことです。ですから、何だか赤
字というところをばうみだいな気持ちの発言が世の
中にあるやうですけれども、そういう問題ではな
いといふことをお互に確認の上、ひとつ問題を進
めてまいりたいと思つております。

それから、累積赤字について黒字に転換したら
それを埋める、それでなければ国が一般財政で持
つというやうな御意見がありました。私はもうそ
んなことを待たないで、あつさり国の一般財政で
持つ方策をもつと強力で進められるべきだと思
けれども、累積赤字が出た原因の一つにどうい
うことがあつたか。三十二年に三十億の国庫負担
をやられた、これは一部負担をする患者も泣いてく
ださい、保険料を上げる、被保険者も泣いてくだ
さい、医療担当者もいろいろな意味で締めるから
泣いてください、そういう三泣き、四泣きの方策
をやつたからといふことで、これは当時通され
た。ところが、保険料はもとに戻りましたが、一

部負担は戻らない。そのままです。これは一部負担が五十円から百円になった。それから入院時の一部負担がなかったのがふえた。それは患者からそのままで戻っているわけです。約束の黒字になっても戻さない。赤字の間と同じだ。これこそは、どろぼうと言つては語弊があるけれども、ほんとに公約違反ですよ。もとに戻すという約束を破つて、国民の声が小さいから、特に患者の声が小さいからいだらう——被保険者のほうはななくしたが、一部負担のほうを戻さなければいけません。医療保障については患者が一番大事です。順序を間違えておる。そういうことをして、患者の入院時の一部負担をなくするということをして、患者ではおかしきことをした、そういうことでは、患者から国庫負担を知らない間にずっと縮めてきた。ですから、国庫負担を三十億出したでしよう。これは少ないけれどもかんべんしてくださいといつて出した。出したやつをずっと続けていく、対象者がふえた、それをずっと出してればそれだけ赤字が出ない。赤字の原因は、半分以上は国の責任です。だから、そんなたな上げ赤字みたいなものを国が始末するのはあたりまえです。恩着せがましきではないに、そう考えなきゃいかぬ。それを大蔵省のほうもよく聞いておいていただかなければならぬ。三十億を知らない間にどんどん減らしてきて、わが党の同志がさんざんそういうことはけしからぬと言つても、知らぬ顔でタヌキ寝入りをしたようなかつこうで、そしてだんだんもぎつていったわけですよ。そういうところに赤字の原因がある。これは鈴木厚生大臣にぜひ聞いていただかなければならぬ。ちよつと水を飲んで待つております。

○田中委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。

○八木(一)委員 いま鈴木厚生大臣の生理的な要求と私自身の要求で時間をとりました。

この赤字のごときでございますが、厚生大臣、たな上げのところに触れたときに、一時中断

になりました。実はこのたな上げの問題を将来黒字になったとき埋める、これだけは政府で処置をしなければならぬ、これは一応いいことですが、それよりもっと積極的に、早く国で埋めてしまふというような考え方でひとつ推進をしていただきたいと思います。というのは、この累積赤字が出たのは、前に国庫負担をなめたから出たわけですよ。昭和三十三年に三十億の国庫負担があった。ところが、これをだんだんつづめて減つてしまつたわけですよ。あのときは、一部負担をする、あるいはまた保険料率を上げる、あるいはまた医師のほうの監査をいろいろやるというところで、患者と被保険者と、被保険者の中に使用主も入りますからそれと、それから医者さんと国が、五人泣きというふうな状態で赤字を解消するためにぜひこれを了承してほしいといふこととございました。その中で保険料率をもとへ戻さないで、五十円を百円に上げて、入院料一部負担を新設したところをそのままはおかひりしてむしつていくわけですよ。患者といふものは非常に弱いものです。患者になつてみるとわかりませんが、私も患者になつてみましたけれども、患者になるとほんとうに金がかかる。病気のときに貧乏すると金がしんどいですが、といつて命にかかわりますから、金をそんなに払うのじゃ入院しないなんて言えませんか、死んじやつちやたいへんですから、血の涙でそういうものを負担するといふことになるわけですよ。ほんとうは一番患者が気の毒なのに、患者の負担をもとへ戻さないではおかひりしておられるわけですよ。ところが国庫負担のほうは、その間にずっと減らしてしまつたわけですよ。それをずっとやつていいますと、特に健康保険のスケールが大きくなつたのですから、そういう比率を伸ばしていけばかなりの金額になつていくわけですよ。それをやつておけば、今日のこんな大きな累積赤字が出なかつた。累積赤字のものを、普通たな上げを使ひ過ぎたとか、あるいは

何とかかんとかという理屈ばかり特に厚生省関係筋から流されますけれども、私の観点から言へば、累積赤字の最大の原因は、伸ばすべき国庫負担をつづめてしまつたところにある。ですから、こんな累積赤字は、国がいままで出さないで、心配かけただけで申しわけない、おそくないてすみませんでした。たな上げは全部一般会計から埋めます、防衛費が何から削るか、金持ちから税金を取るからして、財政も考へて埋めますと言ふのがあたりまえなんです。だからそういう恩着せがましきことではなくて、ぜひやつていただかなければならぬし、それからその問題とからめて鈴木さんが言われましたけれども、それはそれとして、やられることはいくらでも、それはそれとされるからこつちのほうをつづめていといふ問題ではないわけですよ。七百二十億に対して六割といふことになる、五百億近くの出さなければならぬのに、こんなに貧弱な案では非常に情けないと思つたわけですよ。出された以上、撤回といつてもそれはなかなかできないと思ひますけれども、ここでおそらく与党の委員さん方も、私があがが言ひますから、ときどき好意的なあるいは否定的なやじは飛ばされますけれども、医療保障については私も以上熱心な方ですから、百五十億なんといふものはとんでもないといふお考えを内心は持つておると思ふ。そういう与党の方々の動きと私どもの推進で、どうしてもこの法案を通さないか、あるいは何百億という国庫負担をして、内容がやや満足できるものにしてという場合もあるかもしれない。少なくともこれは五百億ぐらい国庫負担を出さなければ、この法案はつづすべきだ、通すべからざるものであるといふふに考へておるわけですよ。五百億ぐらゐ出せば、非常に問題になつております保険料率の引き上げなんといふものは、五百億ぐらゐ出すことによつて、二百九十億といふものをなくすることができま

いますので、ぜひ厚生大臣も原案に固執しないで、いろいろの団体の意見なり議論を反映して、そのときの心準備をしていただきたいと思ふのです。そういう点で、できましたならば考え直して、これを撤回されて、それで三日後にでも国庫負担五百億、保険料率の引き上げなしといふような、みんなが喜んで通せるような法律をひとつ出していただくといふことを、ぜひこの一両日中に積極的に考へていただきたいと思つたわけですよ。そういういまのことについて、ひとつ厚生大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 先ほど八木さんは、医療保障の赤字は、何もこれは非難するに当たらない。むしろそれだけ国民の医療が高まつた、内容がよくなつたんだ、こういう意味で、この赤字といふのは決して非難されるべきものではないといふ御指摘があつたのであります。これは私は、この医療保障の実態を非常によく御認識いただいておる結果であらう、こう思ふのであります。でありますから、消費者米価でありますとかあるいは国鉄運賃でありますとかいふ、いわゆる一般の公共料金、これは内容がよくつたために、それに見合つて上がつたといふことよりは、そうでなしに賃金その他諸般の事情から、内容は従前と同じであるけれども、これは公共料金を上げざるを得なかつた、こういうことであらうかと思ふのであります。ところが、医療保障の場合におきましては、八木さんが御指摘になりましたように、受診率を上昇した、給付の内容も医学、医療の進歩に伴ひ、また医薬品の非常に質のいいものを使うようになつて内容がよくつたのだ、その結果なんだ、ちつとも非難されるべきものでない、こういうことを是認いただくのであれば、やはり内容がよくつたのであるから、被保険者の皆さんにもこういう財政困難な際であるから応分の御負担、御協力をいただこう、そういう論理の發展はこれは当然じゃありませんか。私はそういう意味合いからいたしまして、これが国保であるとかその他の共済保険であるとか、そういう面の他の制度の被

保険者の負担に比べてはなはだしく重い、もうこれ以上はどうにもならぬ限界にきておる、であるから、あとは国庫負担でまかなえという御議論であれば、大いに私もその御主張の論点に對しましては賛意を表さざるを得ないわけなのであります、他の制度におきましては、今回私も御提案案申し上げておる千分の七十、労使で折半いたしますと千分の三十五、この程度の御負担は、他の医療保険制度でもそれぞれ負担をしていただいておりますのであります。そういうような意味合いからいたしまして、私は、実質的な医療費の内容もよくなっておりますのでありますから、その受益者である被保険者の方々に、御負担をお願いしたいというのが今回の提案の趣旨でございます。

○八木(一)委員 たいへん厚生大臣本格的な論議をされましたので、私も非常に張り切つて本格的な論議をいたしたいと思います。

実は、内容のよくなったことはいふことだ、これはもう厚生大臣のおっしゃるとおりで、私もその意見です。だから、その負担について負担したらいじやないか、そこからちょっと違つてくるわけです。何も保険料の負担だけではありません。負担というのは、一般財政から負担することでも、これは国民が負担すること、ところが、一般財政から国庫負担でやることは、負担能力の非常に多い高額所得者に対して、直接税の場合に累進税がかつておる。そういう負担能力のある人から税金を取つて、それで国庫に納めた、その国庫で負担するのですから、このような医療の内容のよくなったものについて、たとえば医薬品が高過ぎるのは困るけれども、非常にいい医薬品が豊富な技術で開発されて、それによって病気がなかつたという場合だったら、その開発に要した費用が薬の単価にかつておるのではありません。非常にいい機械を備へつけて非常にいい診療をしてもらつたら、お医者さまにそれだけのいい技術に對して報酬を払うのはあたりまえです。そのよくなった医療に對していい報酬を払うのはあたりまえです。これは別に悪いことじゃあ

りません。その分担をだれがするかというのが問題であります。その分担の問題は、保険料で上げるといふことよりも、国の負担で上げたほうが、いまの非常に物価高とか低賃金とか、そういうことで苦しんでいる人の負担にするのでなしに、多くの負担能力のある大きな金持ちだとか、そういう人から直接税で取つた、累進課税で取つた、それを充てるといふことが本筋であります。保険料を取るといふことは逆筋であります。これは残念ながら社会保険として発展をしております。しかし、憲法では、社会保険といふことを規定してあるわけでありまして、社会保険の字も入つてない。それを厚生省は、社会保険と社会保険と、一つだけ違ふのを取り違えてよくものをやられる。社会保険には二つ——もう一つありますよ。医療保障にも一つ大きな問題がありますけれども、社会保険といふことでは、そういうようなまづい点が起るわけですから、社会保険の社会保険でやっているのであります。それを社会保険の方向に向けてどんだん前進させる。そのことが国庫負担の増率であり、保険料を引き上げないことである。国庫負担というのは、負担能力に応じて高額所得者から原資を得て、全国民に回すことになるわけですから。

いま受益者と言われました。受益者といふことば、これが非常に間違つたと思ひます。鈴木さんは名の示すとおり善人でございまして、悪意で使つておられませんか、受益者といふとんでもない考え方が厚生省の中に蔓延をしております。これはベストミナモノです。これはほんとうに千葉県やあそこのものじやないけれども、衛生を守る根拠においてその猛烈なベストといふものが蔓延をしております。この受益者といふことは、厚生省から、完全に払拭をされなければならぬ。病氣になつてからだを見てもらふ。確かに薬代が要る。お医者さんの診療費が要る。金を保険から払つてもらうことになるでしょう。しかし、だれが好んで病氣になるのですか。命の心配をする、苦しい、痛い、そういうことをだれが好んで

やりますか。受益者ではない。いろいろな労働条件が悪くて苦勞する、そのためにからだを痛める、あるいは衛生環境が悪くていろいろな病氣になる。国家行政が十分でないためにそういうしわ寄せを受ける。病氣になる。病氣になつたことについて金を出してなおしなかつたからといつても、なおらないよりはおしなかつたからといつても、病氣になつたことをだれが喜びますか。受益者ではない。家の前の道が舗装になつてよくなつたといふ問題とは違ふ。そんな建設省みたいな受益者といふような考え方は、厚生省からは断じて払拭しなければならぬ、そういうことです。ですから、そういうものを得をしたのだから、その金を負担しろといふような考え方は、社会保険を論ずる立場からは不適当であります。益は受けていない。そうではない。ほんとうに国民が、それをなおして早く働いてもらふ、早く人間としての明るい生活をしてもらふといふことは、これは国の責任であります。憲法二十五条でそれを書いてある。それを進めるために新しい薬が開発された、新しい医療技術ができた、それには費用がかかる。お医者さん生活をしなければならぬ。経営をしなければならぬ。薬品会社も少しもうけ過ぎていますが、それを抜きにして、基本的に考えれば、りっぱな薬を開発するには開発の費用が要る。製造の費用が要る。そのために機械が回るようにしてやらなければならぬ。だから、りっぱなものができたからそれだけ費用がふえるのはあたりまえです。ところが、それを受けるのは受益者ではないのです。健康で文化的な生活をするために、病氣になつたものをなおしてもらう国民の権利があるのです。それを扱つてゐるのは国であります。したがつて、その費用を出すのは、国庫負担で出すのは当然の筋であります。しかも具体的に高額所得者からたくさん取つて、そしてほかの人の必要なものに回す、所得再配分、そういう思想、そういうことが一番大事であります。受益者だから保険料を上げていいとい

う考え方は、厚生省から払拭をしていただかなければ、厚生行政も社会保障もとまつてしまひます。どこのだれが、受益者といふようなことを厚生省で蔓延をさせたか。厚生省の局長や部長にそういう考えを一人でも持つてゐる者があれば、直ちに直してやらなければならぬと思ひます。厚生大臣もぜひその考えを改めていただきたいと思ひます。厚生大臣の御答弁を願ひます。

○鈴木国務大臣 私は、医療保険制度を保険主義でいくかあるいは社会保険でいくかといふような、そういう議論をする意味合いで申し上げておるのではありません。憲法にうたつておる国民の最低生活の保障なりあるいは国民の福祉の向上といふような面につきましては、これは生活保護を受けておるものとあるいは市町村民税の非課税者でありますとかいふような、低所得の方々が病氣をされました際におきましては、これは公費でもって負担をしたりあるいは公費で助成をしたり、そういうことは、現に国民健康保険の制度のもとにおいても行なつておるわけでございます。しかし、そうでない一般の方々におきましては、これは社会保険とか社会保障とかいふ議論は別といたしまして、現にやはり保険を負担をし、また足らざるところは国庫から、一般会計からこれを助成をする、こういう制度でこの医療保険制度が実施されておりますことは、先刻御承知のとおりでございます。全部を国民の税金で医療保障制度をやる、日本はそこまできておりました。そういう現実の問題といたしましては、やはり医療費の増高によつて、近年急速に保険財政が悪化をしまつた。そして、先ほど来申し上げるように、実際にその内容がよくなつてきておる。そういうものに伴つておる赤字といふことであれば、私は、この医療保険を利用する被保険者の方々が応分の負担をするのは当然ではないか。それを全部税金でまかなえという主張は、医療保険制度が、これが全部国費でまかなうのだ、こういうことになればまた別問題でございますけれども、現在の制度のもとにおきましては、私は

前段に申し上げたように考えるのが妥当ではないか、こう思うわけでございます。

ただ、今回の千分の七十、労使折半で千分の三十五、こういうものが他の医療保険の被保険者に比べて負担が重い、こういう御指摘でございますれば、なぜ政府管掌の医療保険だけが他の制度並み以上の重い負担をせねばいかぬかと、こういうことになるわけでありまして、私は、そういう場合におきましては、当然国においてもさらに国庫負担等を考えねばいかぬ、こう思うわけでございます。しかし、他制度との均衡等を考えましても、今回の千分の三十五というものはそう無理な負担ではない、かように考えておるのであります。

○八木(一)委員 私、先ほどから、その問題ははっきり触れませんでしたけれども、直ちにいまの保険料をゼロにしろとは言つてない。社会保険で、社会保険の精神が十分でないからしからぬとは言つたけれども、社会保険をいま直ちにやめるとは一言も言つてない。やめて全部国にしたいだいてもいいですよ。なかなか無理だということとはわかつております。少なくとも、しかし社会保険の方向に従つて前進をしなければならぬ、これが憲法の精神である。憲法の精神ですよ。そうなれば、そのような保険料負担があつても、国庫負担の分を社会保険の精神に従つて大幅に引き上げていく努力がされなければならぬ。また、そういうことをしなければ、現時点の赤字の問題についての解決もむづかしい、理念からいっても、現在の要請からいっても、そういう状態にある。しかも、前に、こんなに国家の規模が大きくなつてないときに、赤字の六割、それも乏しいといつてされた、そういう例があるわけですよ。それ以上に、赤字の七割か八割は国で持とうという気持ちもなげ持たない。そういうところに社会保険の停とんがある。ほかの例を言つて、あれだけいいという理屈ばかり言つておられる。これは厚生省が原案を出されたから、それを守らないと立場上悪いでしょう。しかし、それは国民の立場ではない。他の社会保険と比較をしよう。他

の社会保険がこれより悪ければ、なぜそれを直さない。低いものに背並べをする必要は一つもない。結局、どこのつまりは、予算を要求しても大蔵省が承知をしない、そういうことでできた原案を守らうという理屈であります。そういうことで問題は進みません。額で申されますけれども、なぜそれでは健康保険法に対して定率の国庫負担がないのか。これも、片方は本人は十割、家族は五割、国民健康保険では七割と、それからもう一つ、家族は七割が進展中である。給付が違つてから実額が少くないから、実額が少くないから少ないという回数が少くないから、あるいはほんとうに見てもう

つ、家族は七割が進展中である。給付が違つてから実額が少くないから、実額が少くないから少ないという回数が少くないから、あるいはほんとうに見てもういふような理屈をきつとおっしゃるだらうと思ひますが、その問題の前に、国民健康保険に今度は四割の国庫負担の案を出しておられる、調整交付金五分の案を出しておられる。同じ国民である農民の方や中小企業の方々に、その医療保障のために国庫負担をどんどん出されるのはいい。四割と五分の調整交付金等、そんなけなものではだめだとわれわれは思つておる。しかしそれは、出されるのはいいけれども、なぜ一般財政から同じ国民である労働者に出そうとされるのか、定率で出そうとされないのか。あとで根本的な討議をするから、いま腰だめだと言われる。腰だめだと言われても、当然そのときに定率の国庫負担が必要なんだ。いまからやつておいてもかまわない。根本的に討議をしてから、そこで改めてかまわない。なぜ今度定率の国庫負担を出されないか。社会党の言うように三割、三割じゃ少ないか。出そうというように三割、三割じゃ少ないか、四割のか。国民健康保険に定率の国庫負担がある、この健康保険法に定率の国庫負担がない、それをどう考へておるか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 その問題につきましては、社会党さんのほうで一つの案をお持ちになっておることとも承知をいたしております。しかし、これらの問題は制度の根本に触れる問題でありまして、私は、今回の保険三法の改正は、冒頭に申し上げて

おりますように、この程度の改正で十分とは考えられない、当面の財政対策を中心とした改正案である。引き続き制度の根本の問題に就いて抜本的な改正を必要とするということを、先日来るる社会党の代表の各委員の方々に御答弁申し上げておるところでございます。私も、各制度間のアンバランス、負担の問題、給付内容の問題、さらに国庫負担の問題、そういう問題を、制度全体を見渡して、国庫負担はどうあるべきか、そういう点も検討することにしたと考へておるのであります。いま直ちに、この当面の対策として出しましたものにつきまして、定率として幾らということになしに、とりあえず社会保険審議会は二百億程度、八木さんは四百億ということをおっしゃつておられますが、社会保険審議会では二百億程度と、こういうことでございますが、国家財政その他の関係からいまして、二百億には及びませんが、百五十億程度の負担をやる、こういうことにいたしました次第でございます。

○八木(一)委員 私の答弁にお答えになつていただかないと困るので。国民健康保険に定率国庫負担があつて、健康保険法にないのはどういふことかというのを伺つたので、ほかのことを伺つてない。伺つてないことについて御答弁になつたことは、私はそうとがめはしませんけれども、それも正確なことを言つてもらつては困る。社会保険審議会が二百億と言つていますか。二百億とは言つてないでしよう。そういうことををらして言われるのは非常に困る。これは保険局長がよく補佐しなければいかぬです。さつきも、制度審議会のときに、前二者に比してという一番肝心なところを抜かして厚生大臣が答弁された、ここでもこういうところがある。保険審議会の答申は、「昭和四〇年度予算においてわずか三〇億円を計上するにとどまつてゐることは甚だ了解に苦しむところであり、暫定対策実施期間につき平年度二〇〇億円に相当する国庫負担額を追加計上し」と書いてある。「追加」は読めないのですか。これは二百三十億ですよ。三十億に対して二百億を追加

計上せよ、そういうことを値切つてばかりいては困りますよ。二百億じゃないのです。しかもこれは、お忘れになったかどうかわかりませんが、これに準じて措置すべきである。」と書いてある。これはあの時点が四十年で、出してありますから四十一年度、今度から見れば四十二年に当たるわけですよ。それについては、これは事務的な質問になります。四十二年のことについて大蔵省とこの答申について話し合つたかどうか。ことし二百三十億が百五十億しか出なかつたから、平年度二百三十億に加えてことしの足りない分八十億をふやして、四十二年に三百十億はどんなに少なくても出してくれますかと約束をしたのですか、しないのですか。

○熊崎政府委員 四十二年におきましては、しばしば大臣からも御説明がございましたように、抜本対策をやるということになっておりますので、百五十億の予算案は四十二年ということ、四十二年以降のことは考へておらないわけでございます。

○八木(一)委員 もちろん二百三十億にことしの差額八十億を加えた三百十億なんて、そんなけな金額ではないけれども、それは確定した金額として確保されて、それから何百億プラスをするかというふうな覚悟で交渉されなければ、そんなものはとんでもないですよ。大蔵省は値切ることが商売ですからね。それをどうしてもらうか、そういうことについて決心をきめて、ほぞをきめて交渉されたかどうか。これは厚生大臣でも保険局長でもいいです。

○鈴木国務大臣 国庫負担の問題につきましては、前段で八木さんから国保のほうには国庫負担の定率化があるが、政府管掌のほうにはなぜないか。また、それに関連をいたしまして、二百三十億とかいろいろの数字をあけてお話があつたわけでありまして、私は、各制度間に、財政面におきましても、給付の内容におきましても、負担の面におきましてもアンバランスがある。これを是正

せなければいかぬ、総合調整をせなければいかぬ、あるいは必要なものは統合せなければいかぬ、そういう根本的な医療保険制度全体を再検討いたします。その際に国庫負担の定率化の問題について検討いたします。いままではございませぬ。だから、各制度間にアンバランスがある。国庫負担のほうでは定率化がある、政管にはない、組合健保にも当然ないというふうなことで、アンバランスがありますことは御指摘のとおりであります。だから、医療保険制度全体にこの際再検討を加えて、国庫負担はどうあるべきか、定率化の問題をどう扱うべきか、こういう問題を検討しましょうというのを申し上げておるのでございします。

○吉村委員 いま八木委員が質問している内容は、国庫に対して国庫の負担が定率化されておる、ところが政管健保についてはそれがなく、その理由は一体どうかという質問をしているわけですから、今後の検討事項の対象になることは明らかでしょうけれども、いまの状態ですらういふ差があるのは一体どういふわけかという点に対する質問ですから、その質問に対して答弁をしないとこの問題は前進しないと思うので、そこはやはり大臣の所見を明確にしてみらなければいけないのじゃないかと思うのです。

○鈴木国務大臣 この問題は、伊藤さんの御質問でありましたかどなたの御質問でありましたか、その際にもお答えをしておるし、八木さんのようなベテランは先刻御承知だと思つて、今後の検討事項として申し上げたのでありますが、組合健保あるいは政府管掌の健康保険におきましては、労使でもって保険料を折半し、負担をしておるわけでありまして、ところが、農民や自由業者におきましては、事業主というふうな形においてこれを折半負担するというふうになっておりません。そこで、どうしてもそれを全額農民や自由業者が負担するということになりますと、これは負担面からいっても非常にたいへんだ。そこで、国庫のほうにおきましては、国がこれに對しして一定の国

庫負担をやっている。これはもうベテランの八木さんや吉村さんは先刻御承知の問題でありまして、私はそこをお話をせぬでも、アンバランスがある。国庫負担の問題は先ほど来強調しておりますから、国庫負担はどうあるべきかという問題は、今後各制度を全体的に検討して国庫負担のあるべき姿というものを検討したい、こう申し上げておるのであります。

○八木(一)委員 いろいろなバランス、バランスと言われますけれども、バランスを言われるなら全部考へていただきたいのです。たとえば厚生年金法に国庫負担が二割ありますでしよう、国民年金法には保険料に対して五割、給付に対しては三分の一、これも農民と中小企業の人、労働者の問題でしよう。同じにしろと言っているわけじゃない。国民年金、厚生年金、国民健康保険にあって、なぜこつちのほうにないか。あなたはバランス、バランスと言われるけれども、厚生省の中でいろいろそういうものがあることをひとつ御研究になつていただきたいと思う。まるでバランスを欠いているでしよう。

それから、いまの労働者のほうは使用主負担がある、これは工場法以来の伝統があるわけですが、いろいろな経過を経てこういうことになっているわけですね。ほんとうは使用主が全部持つてほしいという実質もあるわけですね。経過を経てこういうことになっているので、これは労働条件の一つなんです。しかも労働条件の中心である賃金というのは、非常に精力的な働きをして日本の産業振興に功績を残している労働者に対して、ヨーロッパの三分の一くらいの賃金、それを埋める一つのものとしてあるわけですね。一番最後の現象面だけとらえてものを考えるというのには、小学校の生徒ならしますよ。だけれども、大臣がそういうことじゃ困る。国民に対して医療保障について国が負担をするという理念は、農民であろうと中小企業者であろうと労働者であろうと同じでなければならぬ。ただ、具体的問題として使用主負担がないから、農民の諸君や何かは負担が苦しいか

ら、その厚みがかかっていることは、私も現段階としては認めます。是認をするだけではないに、四割の国庫負担と五分の調整交付金、あんなものじゃいかぬ、もつとふやさないければいかぬという主張をいたします。しかし、率の差はとにかくとして、同じ国民になぜ国がそのような国庫負担を、定率化を出せないか、国民年金と厚生年金の關係であるものを、なぜ健康保険については出せないか、そういうことを申し上げていくのです。この点に非常にアンバランスがあることはお気づきだと思つた。そうならば、定率国庫負担を出せと言ふのはあたりまえだという結論になる。それについての厚生大臣の御答弁を伺いた

い。

○鈴木国務大臣 八木さんの言つておられることと私の申し上げていることはちつとも違ひがないのであります。社会党さんにおきまして、政府管掌健康保険等の負担の定率化等の御提案がありまして、それは承知いたしております。そこで、国庫負担の面を一つ取り上げましたも、各制度間に、定率化をしているところもあれば定率化をしていないところもある。しかし、定率化はしないけれども、今回のように大幅な国庫負担をやるといふ形もある。こういうことにつきましては御指摘のとおり御議論があります。そこで、国庫負担は今後どうあるべきか、各医療保険制度の間でどうあるべきかというのを、私は制度の根本的な改正において前向きで検討しよう、こういうことを申し上げておるのであります。決してあなたの御意見とまづこうから対立をしたりしておる問題ではございません。

○八木(一)委員 それでは政府管掌の健康保険、組合管掌の健康保険、各共済組合の短期の給付について定率の国庫負担を推進される、やられる御意思があるわけですね。

○鈴木国務大臣 その問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、医療保険の制度の中におきまして、被保険者の負担の面、給付の内容あるいは国庫からの助成の面、また各保険の

制度の中の財政事情、いろいろそこに不均衡がございします。そこで、こういう点を全部私は再検討を加へまして、そして各制度間において均衡のとれた医療が国民に提供できるように、こういうことをぜひ実現したい、その一環として、国庫負担をどうなすべきか、どうあるべきかということを検討したい、こういうことであります。また一面、そういう収入の面だけではないに、支出の合理化ということも必要であります。そういう面からいたしまして、診療報酬体系の適正化の問題が当然出てくるのであります。そういう支出の面の適正化、それから収入の面の適正化、アンバランスの是正、そういうことによつて皆保険下における国民医療が、国民全体に均衡のとれた形で給付がなされるようにいたしたいというのが私の念願でございます。

○八木(一)委員 厚生大臣、ひとつ考え直していただきたいと思つたのです。均衡、均衡と何か五、六回言われました。それはアンバランスがあることとはわかつております。アンバランスだから均衡だ、そのままでいきますと、鈴木厚生大臣あるいはその属しておられる佐藤内閣、あるいは自由民主党は、均衡といふことばで医療保障なり社会保障をとめるのだといふことになりかねない。私は、ここにおられる社会保障に熱心な自民党の先生方のお気持ちを聞いていますから、そういう気持ちは自民党の中の社会部会においてははないというのを確信しております。しかし、そういうようなことを配慮しないで発言されると、佐藤内閣はそういうことになると思ひます。いま訂正されればよいです。もし訂正をされなければ、社会保障をとめられる御意思である、国会でそのような趣旨を確認されたとして、世の中にこれを報道しなければならぬ。(だれもそんなことと思つていないよ)と呼ぶ者あり)思つていないという不規則発言、善意な発言があつたが、均衡均衡といふことで平均されてしまふことになる。社会保障の前進は一つもない。憲法二十五条の第二項を繰り返し百べんでも読んでください。その大事なこと

を忘れては、問題の大事なときに均衡ということばしか言わないということは、社会保障をとめることになる。そうじゃないと横に首を振っておられる。それなら非常にいい。それなら国民のために自由民主党が熱心であるということで、私は喜ばしいと思う。社会党より熱心であつてもいい。佐藤内閣が熱心であるということなら、大いに社会保障を進めさせる。その一つの焦点は国庫負担をうんと前進させることだ、平均をするということが重点ではないに、前進させることが重点であるということをはっきりおっしゃってくださ。それを必ずやります、職を賭しても、内閣の運命を賭してもやるのだということを明言していただきたいと思う、国庫負担をふやすことを。全部について均衡というふうなことで平均して、下がるとうるがでたら、そういうことではない。全般的な点について前進をしなければいけない。その決心があるならば、自民党あるいは佐藤内閣を代表して、社会保障をストップさせる意思であるということををはっきり言っていたらいい。どっちか明白にしたい。

○鈴木内閣大臣 だいい誤解があるようでございます。私は、政治の面において不公平な状態があつてはいけな、やはり国民はひとしく同じような内容の医療給付がなされるというふうなぐあいに持つていくことが必要だと思ひます。ある面だけが非常に前進をし、ある制度においては非常なおくれを持つておるというふうなことは、私は皆保険下における国民医療の確保という面から言ふと、それが早く是正をしないかやいぬ、こう思ひます。そうして均衡のとれた形において前進をしていく、こういうことが必要だと思ひるのでございまして、アンバランスのままに放置できないというのが私の信念でございます。

○八木(一)委員 前よりも少しい御答弁です。それで、それをもう一つ変えていただいて、医療保険を社会保障の精神に従つて、具体的には国庫負担をうんとつぎ込むことによつて前進をさせる、その前進の過程においてその不均衡を改めていくということが必要だと思ひます。それは均衡をとめるのは急速でもいいです。前進がそれ以上に強力でなければならぬ。前進がまず先で、前進後ぐんぐんやる。そういう観点で進めていかなければならぬ。その点でまだ御答弁は、私の採点では零点から五十点に上つただけである。百点のほうにひとつ戻していただきたい。そういう観点でやつていただけるかどうか。

○鈴木内閣大臣 私は、社会保障の問題は現状より後退ということとは許されぬ、かように考えておりますから、均衡ということとは後退という意味ではないといふことをはつきり申し上げます。

○八木(一)委員 均衡ということとは後退という意味ではない、前進であるという意味でなければならぬと思ひます。そうだとするのですが、そこをはつきり言つていただきたい。

○鈴木内閣大臣 私は、均衡のとれた形で前進をしていくということが望ましいと思ひます。

○八木(一)委員 そこで、さっきの問題に戻りますが、国民健康保険に四割の国庫負担を提起されておる、健康保険法にはそういうような定率のものをしていない、それは抜本的にいろいろ研究してからと言われるけれども、とにかく理念としていま伺つておきたいと思ひます。どんな職種であっても、国民に対して国が責任を持つことは同じ理念でなければならぬ。具体的に必要度が非常に多いところには厚みがかかる。それは具体的な行政として差をつけたいと思ひますけれども、片一方にはそういう理念があつて、片一方にはないといふことはいけな、ことだと思ひます。それについて、はつきりその理念について伺つておきたいと思ひます。

た、これは御理解がいけると思ひのであります。しかし、政府管掌健康保険等におきましても、定率化ではございせんけれども、保険財政が非常に悪化したといふような時点におきましては、常に政府がこれに對して財政的な援助を行ない、補助を行なつて今日までまいつたのでありまして、決してこれは組合健保であるからといふことで、そういう事態に當面いたしても政府は何らの措置を講じなかつたといふことではないことは、御承知のとおりでございます。したがつて、先ほど来申し上げておりますように、今後、現実にこうやつて今回も百五十億も国庫負担をやるのでありますから、この国庫負担のあるべき姿をどうすべきかといふ問題について、根本的な制度の改正において検討したい、こういうことを申し上げておるのであります。

○八木(一)委員 ちょっと問題を離れまして聞きますが、定率と定額とつまみ金の問題についてどういうふうな考へておられるか、厚生大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○熊崎政府委員 定率といふことになりまして、療養給付費に對しての一定の率といふことになつてございまして、これは国民健康保険あるいは日雇労働者健康保険等につきまして、法律でもつて明定をいたしておるわけでございます。ところが定額といふことになりまして、これは率ではございせんので、法律の根拠はございましてにしまして、率じゃなしに一定額の補助金を入れるといふことに相なるのじやないかと思ひます。

○八木(一)委員 つまみ金は……。定率と定額とつまみ金。

○熊崎政府委員 つまみ金といふのは、私は定額だといふふうに思つております。

○田中委員長 午後二時十五分まで休憩いたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時二十七分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続けます。八木一男君。

○八木(一)委員 労働省の關係の方は来ておいでになりますか。実はきょう午前中、厚生大臣を中心に質問いたしましたことにつきまして、労働省の關係の人も、この健康保険法の被保険者が労働者であるといふことで、非常に関係が深い問題でございまして、また質問をいたしますけれども、きょうの質問いたしましたことを、労働大臣はじめ労働省の各局長が勉強をしてこられるように、委員長から御指令をひとつお願いしたいと思ひます。

それから厚生大臣に引き続き御質問申し上げます。先ほどは、国庫負担をたくさん出さぬので、この議案はほんとうに国民のためにけしからぬ案であるし、それから公約違反の案であるし、撤回をされるのが至当であらうといふことを中心に申し上げました。ところが、私どもは絶対に納得をいたしておりませんけれども、どうも国庫負担をいま直ちに定率化するとか、何百億といふことについてまだ反省が足りにならないようでございますから、今度はまた逆の面から質問をしてみたいと思ひます。もしかりに、百五十億という壁を破れなかつたといふことは厚生省の甚大なる失態であり、また内閣自体の非常に反動的な姿勢であらうと思ひますが、その時点において、なぜそれならば、百五十億しか四十一年度は出ないなら、社会保障制度審議会の答申を守つて、前兩者よりも大幅に国庫負担をしなければならぬといふ答申を守らうとするならば、国民の負担のほうをふやさなといふこと、もちろんそういうことについては財政上の問題が出てきますけれども、いままでの逐年の累積赤字をたな上げしてああいふ方法をとつた以上、そして国庫負担を大蔵省が出し渋つて五百億、六百億くらいのちつぽけなものしか出さないといふ以上、そういう方法で制度審議会の答申なりを尊重される方法があつたと思ひます。

ども検討したつもりでございすが、どうか当委員会において、また、委員会審議の段階、また各党間の話し合いにおきまして、これに対する国民代表としての最終的な決定をひとつお願いいたしたい、こう思うわけであります。

○八木(一)委員 少し問題ははずれますけれども、厚生大臣は御努力を一生懸命なされたと思うのですが、私も、いまの総理大臣はじめ各閣僚が国民のための行政をとるのに適任であるかどうかというのをあらゆる面から判断をしてみなければならぬ。その判断によって、それが非常に不適任なものであれば、やはりそういうことについて不信任案ということも考えていかなければならぬのであります。この問題について、制度審議会、保険審議会の答申に従って国庫負担をよけい出す、あるいはまた、社会保障、医療保障を伸展するために国庫負担をよけいに出す、赤字の問題を解決するために国庫負担を中心としてやるというようなことを厚生大臣は当然主張をなさったと思いますが、それについて、同調された国務大臣が何人おるか、それについて反対をした人が何人おるか、ぼやとして一つも理解も興味も示さないようななまけ国務大臣が何人おるか、その人数と、できればその名前をひとつあかしていただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 閣議における発言とかそういう内容は、すべて内閣官房長官が閣議の司会者といまして取り扱うことになっておるのであります。私からはこの際御遠慮いたしたいと思っております。

○八木(一)委員 そういう御答弁をいただきましたけれども、そういうことが法律的にどういう根拠があるのか。これはそんな根拠はないと思うのです。国務大臣として、この大事な国務についての審議を、どなたが賛成であったか、あるいはどういう理由で反対であったか、どういう理由で賛成であったか、そういうことは国会の審議上当然答えていただかなければならぬ問題だと思っております。しかし、それはまあとにかくこの次にまた答えていただくことにしまして、特に労働大臣がこの問題についてどういう意見を持っておられたか、それをひとつ伺っておきたい。

○鈴木国務大臣 全閣僚が賛成でございます。

○八木(一)委員 全閣僚が賛成ということであれば、鈴木厚生大臣も賛成なさったわけですね。

○鈴木国務大臣 私は先ほど来るの申し上げましたように、私としては全知全能を傾けて努力した結果がこの結論でございますので、私は、自分として最善を尽くした、これ以上は私の力ではできない。だから、ベストを尽くした案として、私は自分の案に賛成をしたわけであります。

○八木(一)委員 これはほんとうに厚生大臣の人格が出ておりますけれども、全知全能を尽くされたけれども、厚生大臣の要望どおりいかなければ、これは内閣で反対をされるべきだと思っております。これは別にわれわれがそういう権限を持っておりませんけれども、普通の体制として、閣議が満場一致でなければならぬということは一つもないわけですね。そのきまつたことについては閣僚として従わなければなりません。しかし、厚生大臣としては、これは不十分だと思えなければ、ただ一票でも、それは反対だということでありましたと思う。このような不十分な案を厚生大臣が認められたということになったら、将来の前進がない。いままでの慣例もありますから、そう鈴木さんだけにきびしく申し上げても気の毒でありますけれども、それは不十分だと思えなくなったら、それじゃいかぬのだということを最後まで主張されなければ問題の発展がないと思う。

○鈴木国務大臣 八木さんも閣議の取り運びのことにつきましてはよく御承知と思えますけれども、厚生大臣の所管事項でございますから、厚生大臣が閣議に請議をいたしまして、そして各閣僚の御賛成を求めるわけでございます。提案者は私でございます。そういうようなことで、私が先ほど申し上げましたように、私としてはあらゆる努力を傾け、全身全霊を傾けて努力した結果がこうである。これ以外には、国の財政その他諸般の事

情からいって、これが当面考えられるところの最善の案である、こういうことで私が案をまとめまして、そして閣議に決定を請議して、閣議が満場一致御賛成を願ってきめた、こういう結果でございます。

○八木(一)委員 そういう経過はわかります。普通何といひますか、イージーゴーイングでやっておるのはそういうことになります。その前に事前に打ち合わせをしておいて、そこで厚生大臣が厚生省の所管について提案をされる。そうならば、閣議は大体それで了承というか、満場一致決定ということになる。ただし、厚生大臣は、この予算で大蔵省と折衝されて、この問題について不十分であるというところを明らかに考えておられるわけですね。それで、大蔵大臣との折衝においてこれがいれられなかった。いれられたならばもっといい案を出されたと思う。それを厚生大臣が大蔵大臣の交渉でどうしてもだめだからといってやられるということであつてはならないと思う。厚生大臣が、ただしこれはもっと多くなければならないという意見を閣議で主張されて、たとえば労働大臣が賛成される、通産大臣も賛成される、総理大臣も賛成されるということになってものがきまるのがあたりまえだと思ふ。大蔵省と厚生省の予算折衝だけで、さんざん一生懸命言われたけれども、この程度ということでもってきまつたものを持つていくということでは閣議がされるというならば、行政府が、国務大臣が一番権限を持っておられる、その国務大臣の権限が、下の段階のいろいろな折衝でブレーキをかけられるということになろうと思ふ。これはいままでやっておられたのを鈴木さんだけに直してもらいたいということをやつても無理だと思ひますけれども、そのように不足なものを厚生省が、厚生省ではこれが最善の案でございますといつて提案をされること自体、そういう慣習自体がおかしいのであつて、不満足であれば、大蔵省が何といつても、閣議の最後まで論戦をして、閣議全体で多数決できめる、そういう方向でいくのがあたりまえなんです。それを

を不満足のままにがまんさせられて、がまんをさせられた案を、いまの時点で最善の案でございますといふことで提案をされる。いままでそういう形式をとつてこられたことはあらうと思ひますけれども、そういうものを考え直さなければならぬ要素がある。諸官庁の中で大蔵省が一番大きな権限を持つてしまつていふことがあらうと思ふ。大蔵大臣が何と言おうとも、各省のものが大事だ、そして予算の裏づけが大事だ、その予算の裏づけをもつて法律案を出さなければならぬといふことに、大蔵省との折衝でなしに、閣議で堂々と論戦が行なわれて、最後の決定は、一票でもいい、多数決でもそれをきめる。そういうことでなければならぬという進み方がしないと思ふ。そういう点についてどうお考えになりますか。非常になまいきなことを申し上げましたけれども……

○鈴木国務大臣 これは八木さんもよく御存じであらうと思ふのでありますが、私と大蔵大臣だけの折衝ではございせん。昭和四十年の予算を審議いたしました際におきまして保険財政の問題が国会の非常な大きな政治問題になりました。そして自民、社会の国対委員長会談をやり、また、党三役もその際に十分この取り扱いにつきまして協議をされて、各党間の了解も成立をいたしました。そして、そうしてやつたいきさつがございまして、そういう関係もありまして、今回の保険三法の財政対策につきましてはそういういきさつを受けましたあとでございまして、大蔵、厚生両大臣のほかに党三役もこれに入つて、いままでの経緯等も十分考慮し、あらゆる観点から検討いたしました結果、この原案に落ちついたわけでございます。私は、この原案に落ちついたわけを私として、この限りの努力を払つた、こういうことを申し上げておるのであります。そして決定を見た案は私は責任において閣議に請議をいたしました。私が提案者でございます。私は他の閣僚に御賛成を求める立場にあるのであります。私がこれに反対をする立場にございせん。私はベストを尽くしてこ

の案を最善の案として最終的に決定したものであり、これを閣議に提案したものであり、したがって満場一致の御賛成を得て今回国会に提案した、こういうことであります。

○八木(一)委員 党三役と相談をした、それは社会党の国対委員長と自民党の国対委員長との約束がありました、その約束についても完全に弊履のごとく捨て去るという内容であります。そういうことでございますから、私はまた後日その点について続けて御質問を申し上げますし、また支払三団体と政府との約束の点もありません。そのすべてについて、これは十分実行をしておられない、公約の違反をしておられるということになるわけです。そういうことについて、厚生大臣は党三役と言われますけれども、社会保障の問題についてそれはど権威者でない方々もおられますので、やはり厚生大臣の最初の主張がきまるまで党三役は厚生大臣の言うことを聞くというふうになければ問題にならない。特に政府の公約部分が多いのですから、政府の公約部分については閣議で論議が展開されなければなりません。

そこで、私は一つの小さな問題だけ取り上げていきますが、労働大臣がこのことについてどのようなイニシアチブをとられ、どのように厚生大臣をバックアップしたか。労働者の問題についての責任を持つ労働大臣が、歴代の労働大臣はなまけ切っておりますけれども、私どもはいつも労働大臣について、このような問題、たとえば労政上の問題や基準の問題以外に、労働省の所管でなくとも、労働者の福祉に関係のあるものについては、厚生省の所管であろうと、ほかの省の所管であろうと、労働大臣は一生懸命にこの問題を推進しなければいけぬということを申し上げておったわけでありまして、非常に御熱心で、非常に有能でございまして、お一人で鈴木厚生大臣がこの問題を推進されるのは御苦勞であらうと思つたわけでございますが、そこで関係の深い労働大臣がどのように努力をしたか、ひとつ具体的な事例があったら教えていただきたいと思つたし、もしそういう

事例がなければ、労働大臣の責任を徹底的に追及しなければならぬと思つたわけです。したがって、その前段として、ひとつ労働大臣の行動について伺いたいと思つた。

○鈴木国務大臣 閣議のそれぞれの発言につきまして、私ここで申し上げる非常に正確な記録も持っておりませんし、いずれ御必要であれば労働大臣御本人に、あるいはまた内閣のスポークスマンである内閣官房長官にお尋ねいただくことのほうがいいと思つたのでありますが、先ほど申し上げましたように、これは内閣としても最善を尽くした案と御認定をいただいて、満場一致で御決定をいただいたものでございます。

○田中委員長 ただいまの八木委員の御質問のうち、労働大臣云々については、いずれ労働大臣の都合を聞きまして御答弁相願うことといたします。

次会は来たる四月五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会